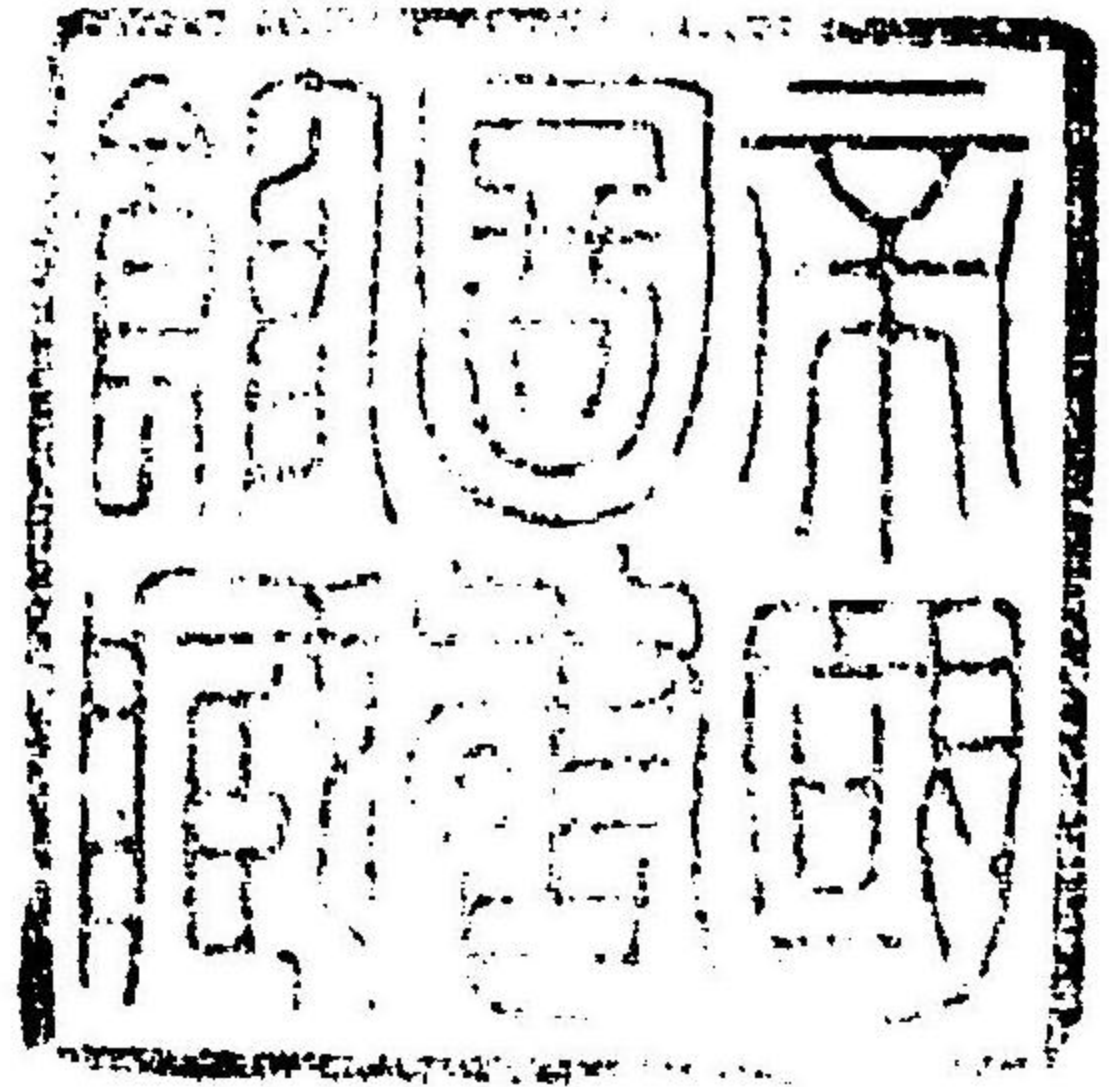


古事記傳略一之卷

東泉圖書館

一		一	五		
冊	号	架	函	屬	類



吉岡德明著

古事記傳畧一之卷

一回

明治十九年二月廿七日御届
同 同 三月 出版

定價金五十錢

編輯人

茨城縣平民

吉岡 徳明

東京牛込區市ヶ谷藥王寺
前町四十番地

出版人

東京府土族

大關 克

同小石川區小石川久堅町
百二十二番地

賣捌所

忠愛社

同京橋區銀坐一丁目
十番地



明治十九年二月廿七日御届
同 同 三月 出版

定價金五十錢

編輯人

茨城縣平民
吉岡 德明

東京牛込區市ヶ谷龜王寺
前附四十番地

出版人

東京府土俵
大關 克

同小石川區小石川久堅町
百二十二番地

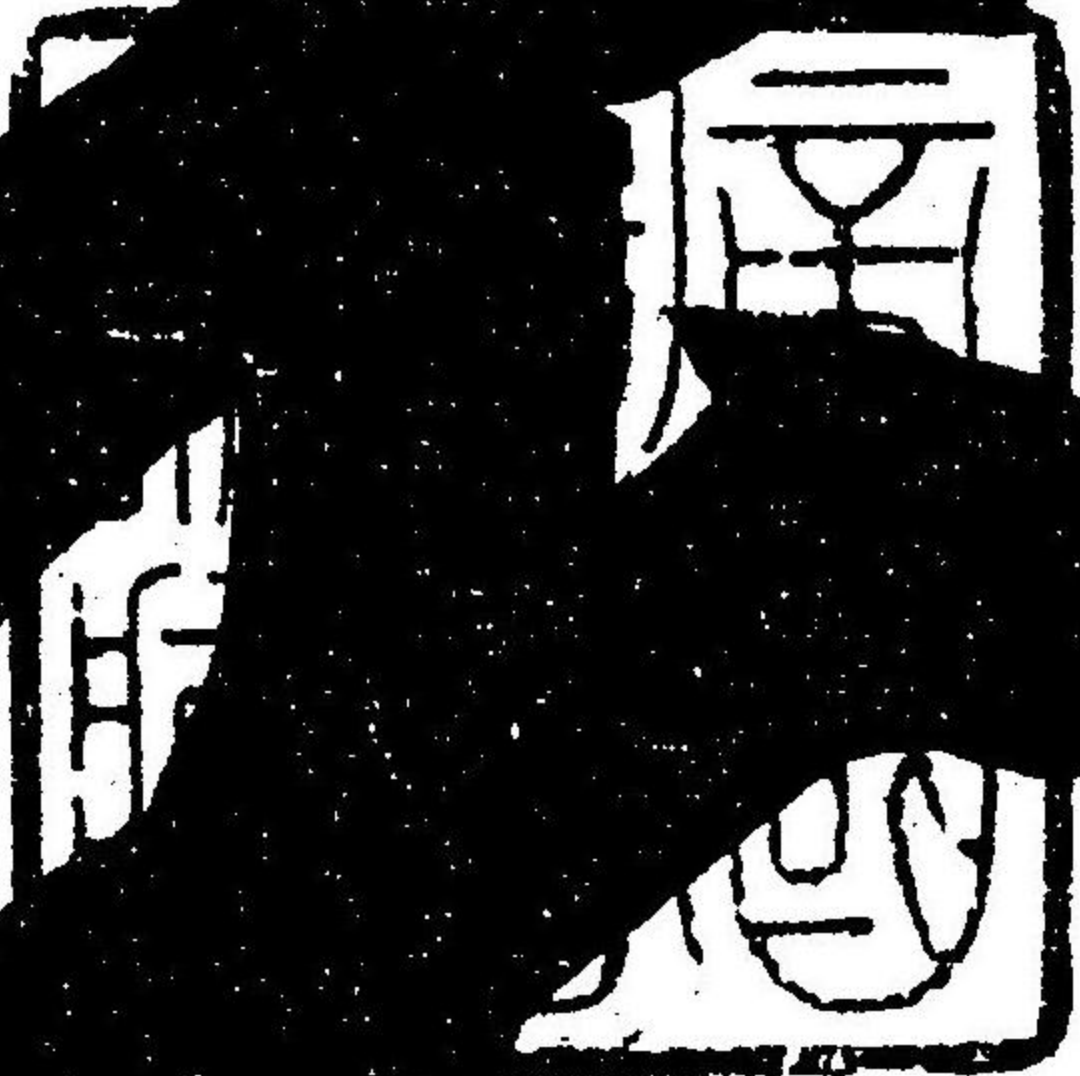
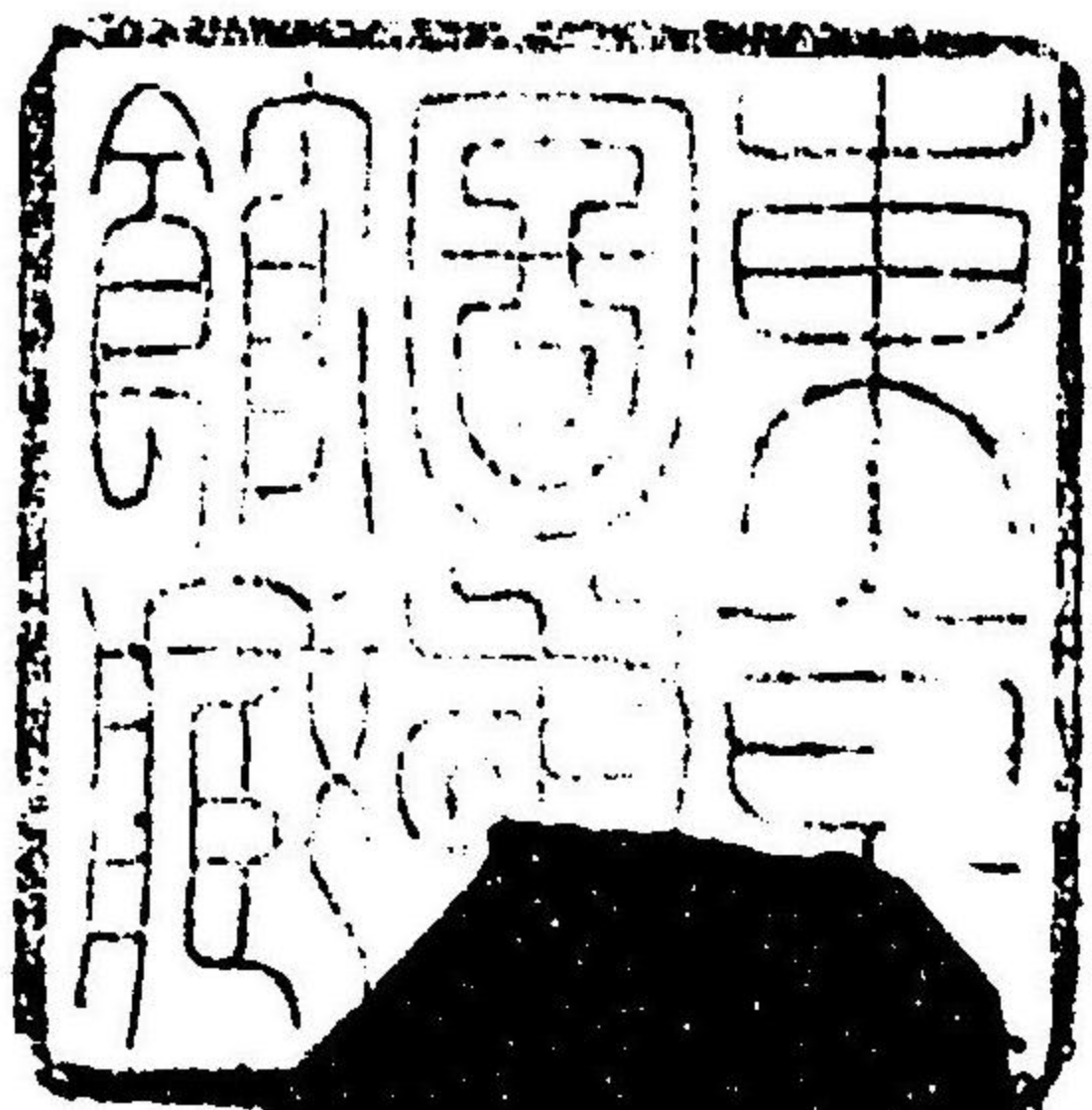
賣捌所

忠愛社

同京橋區銀坐一丁目
十番地



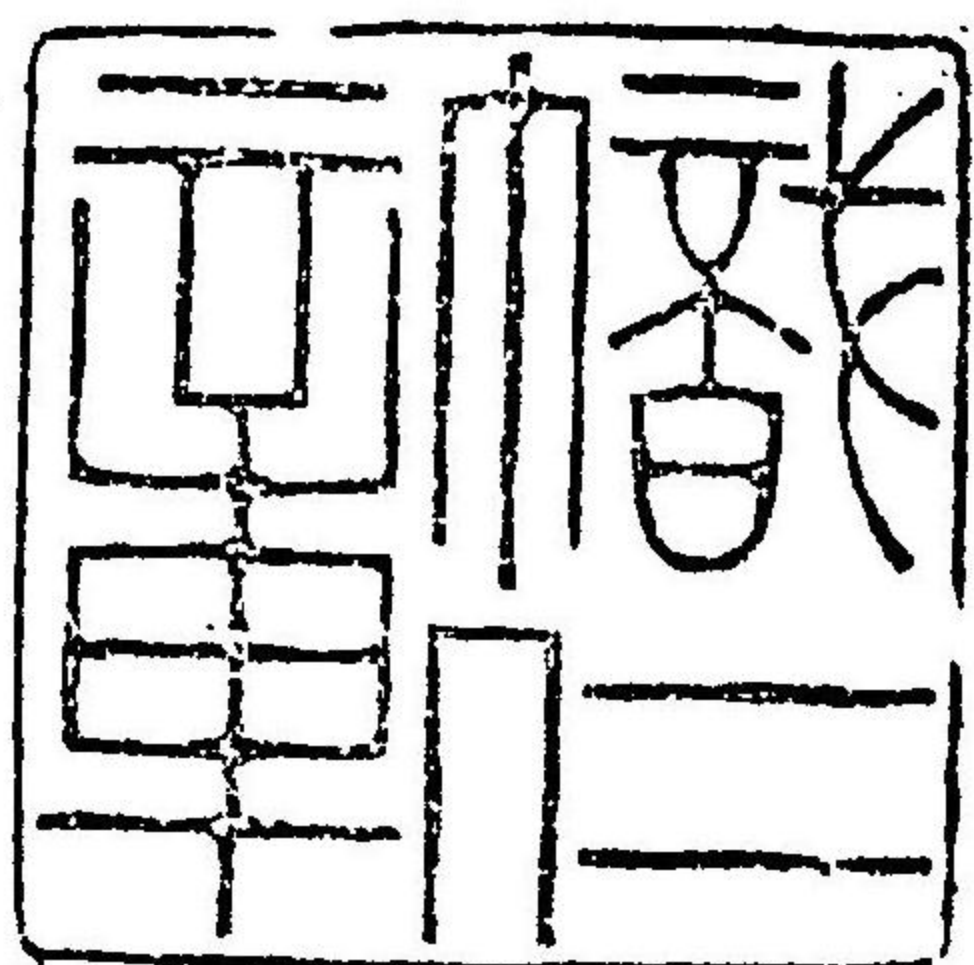
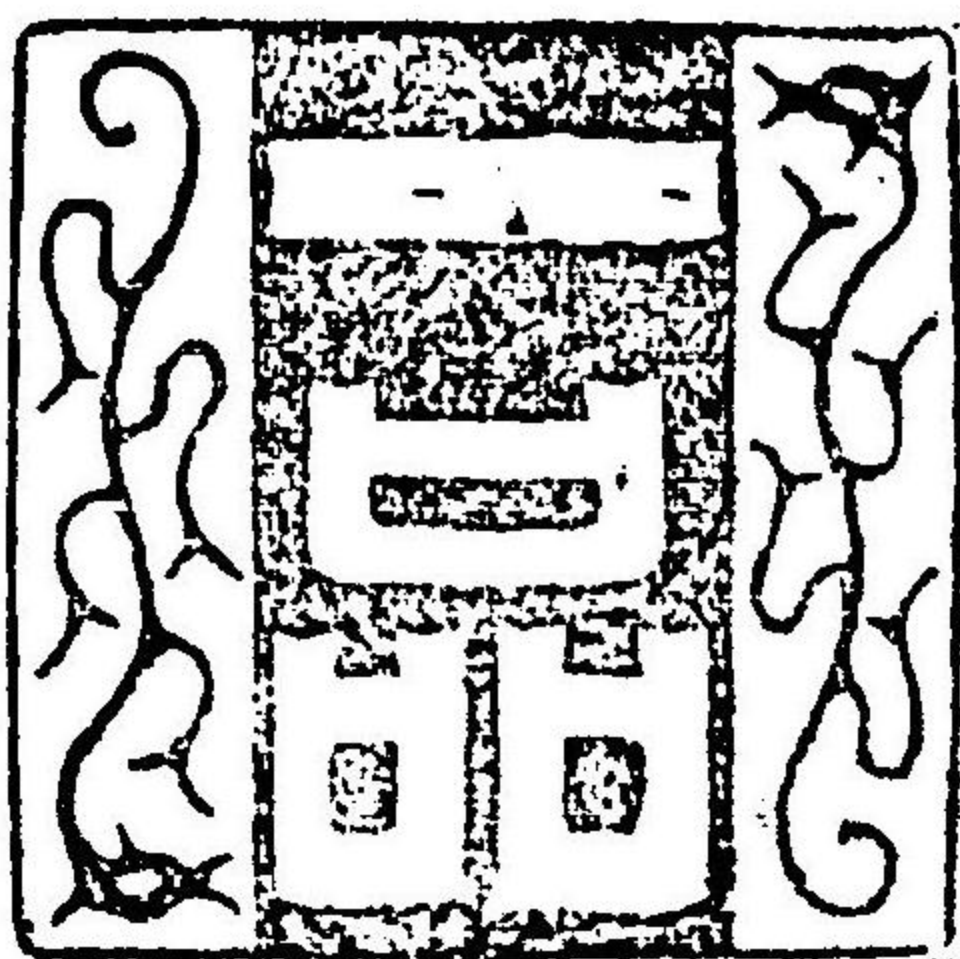
明治十九年四月十七日 内務省發行



海

海

草书



古事記傳略の序

上古の事を志らんとほりせを、古事記といふ書よむ。志らざる。古事記をよまんとおえを、古事記傳といふ書よむ。志くをなす。そもく、古事記を平城の宮よけしめて、天の下志らしめし。天皇和銅年中、太朝臣安万侶よ、おのみまとおせせて、たてまつらしめ。たよへりし書よて、今の世よつたをぬる古典の

中子、いとふるく、たふときを、おの記な
りけり。さるを、文字のあやを、かさ
る、を、古語を、むねとして、古への事
の、と、實のありさまを、うしなを、を、
の、したるさまなるを、えで、あるへし、さ
るを、世の中よ、おの記を、名を、たよ、あ
ぬ人、おふく、あつ記よ、や、おくれ、を、
の後、いて、きよたる、日本紀といふ書を
の、み、たふといひ、えて、はやしたるを、い

よそや、そを、漢籍の學ひ、さありよ、おこ
なを、して、何事、かの、固つて、ふりを、め
み、人、ことよ、うらやみ、あつ、むらうよ、書
紀を、漢国の、國史よ、にかよひたるを、を、
て、な、あ、くよ、み、たて、ありて、心の、ひ、うれ
つれを、なる、へし、さて、おの、記を、かく、石
上、ふり、あし、代の、言の、葉よ、て、よ、み、とき
か、た、き、あ、し、も、お、ふ、う、れ、を、と、て、本居、宣
長、古事記傳といふ書を、あらしを、したり

ま。あつ書よ、いとくもしく、細注もあま
たよて、巻の數さへ、かさなりくを、たを
やまくとえ、えよみはらへくもあつ書、半
遠よて、おえしやむ者、さくなうらさる
を、あだし、吉岡徳明、記傳のむねとある
所々をとりて、みつうらめ考へをえ、と
をへ、古事記傳略となつて、世よしろ
く、えつせんとおえしよれるを、えとよ
り、皇國ようまひて、皇國の道を、まじらぬ

彼ら書をのみ、たふとい、彼ら國をのみ、
うらやみ、ほとく、えよもとつ國を、と
る、輩もあつて、五月蠅なを、さよきか
まひ、さしく、ほこりあよ、言あけを、な
を、かたはら、いたき心ち、そ、ある。さてよ、
いへることく、あつ記を、名をたよ、あ
つ、書紀をのみ、たふとい、よたる古への
漢學の人の、さておき、今を、異國の書
よさへ、なつみ、えよもとつ國を、とある

る者の、いておんあとおそれうれたむ
よ、またへぬを。今を、學校もあまたしあ
れを、教師を、よく、あめ書をよみて、をし
へ、生徒を、なへて、おをよく、うけまなひ
なんよを、師木嶋の、日本心、いたく者、お
めつうら、天の下よみちたらし、國をた
ふとし、君をわやまひまつるへき道、い
よく、古へよたちかへり、なを、宝祚を、櫻
の木め、いやつきくよ、さるをまさん事、

人々のためよえと、ふあき心、あらしし
なを、まの國を、神なうらめ國といふ事、
志あきあよ、あうぬ人、はななまきさまよ、
みえてを、あれといよく、まの君をたふ
とし、まの國恩よ、むくいまづるへき志
を、あとかいはけまさんとして、真心な
るへし。さてまた、ちあま頃、遠西の國々
の文字、なうふこと、世よおこなをれて、
それよあみ、心をさめて、や、ををれを、

窮りあらしめやも。今迄の書めやれる事
よろこぶしきあまり、詞の拙きをも、
かへりみまはしつ方よかきつと。

明治十八年九月一日

皇典講究所

副總裁正二位久我建通

林 雅九臣謹書



天啓の事、
中め原書美満る命に、
と考日継れ、
古事記日事書紀に、
昔の事、
世の事

其國所為之
其國所為之
其國所為之
其國所為之
其國所為之
其國所為之
其國所為之
其國所為之
其國所為之
其國所為之

其國所為之
其國所為之
其國所為之
其國所為之
其國所為之
其國所為之
其國所為之
其國所為之
其國所為之
其國所為之

此書は古事記傳を節略して
鈴屋大人のいまだ考へ
得ずと云置れたることは古史
徴并に傳を始めその他古
今を撰はずれのが考といふ
も如しあらむかと思ふは
傳の説といへども今に
とと都て取らず却て其捨
られたる説によろしきもの
あらは之を挙げまた他説の
是よりよろしからむと思ふ
ものを注して後人の参考に
備ふ
一凡て他説を注すには必ず
細注に○を加へて本傳の
細注に別ち書名人名等を
記せり中には本傳に一字
を低て本

本居書類
三つ

古事記傳畧

此書は古事記傳を節略して
鈴屋大人のいまだ考へ
得ずと云置れたることは古史
徴并に傳を始めその他古
今を撰はずれのが考といふ
も如しあらむかと思ふは

傳の説といへども今に
とと都て取らず却て其捨
られたる説によろしきもの
あらは之を挙げまた他説の
是よりよろしからむと思ふ
ものを注して後人の参考に
備ふ

一凡て他説を注すには必ず細注に○を加へて本傳の細注に別ち書名人名等を記せり中には本傳に一字を低て本

注を爲たるも稀にあり

一凡て他説を載るに其人各書名を記臆せざるものは或人
或説と記せり記さざるものへ己が説なれども其中に
他説と同じきもあるべし其は己がいまだ見聞せざるの
み必ず他説を竊むと念ひ給ひそ

一總論等の中に入皇國上古文字の有無また紀記二典の
論ひなき古今其是非の定まらざる事に係れることは凡
て省きつまた本序に解へ甚簡略に過てことのおきらめ
難き節も少なからず故今傳畧の題意に違ふといへども
還て之と詳細に爲むことを勉む

明治十六年十月

よゝをかのりあきあるす

古事記傳畧一之卷

皇典講究所教師

同檢閲

本居宣長謹撰

本居 豐 穎

吉 岡 德 明 恐々畧

古記典總論

小治田宮の御世二十八年に、聖德太子命、蘇我馬子大臣と共
し、天皇記、臣連伴造國造百八十部、并公民等本紀を録し給ふ
と、書紀にある是を、其事の物に見えたる、始には有ける、また
飛鳥淨見原宮の御代十年、川島皇子等十二人に詔おふせ
て、帝紀及上古諸事を、記定しめ給ふとあり、然れども、此二の
記を、共に世に傳えらる、茲に平城宮御宇豊國成姫天皇の御
代、和銅四年九月十八日に、太朝臣安万侶に詔おふせて、此古

事記を撰録しめ給ふ、同五年正月二十八日にかむ、其功終て
貢進りけると序に見えたり、續紀に此事見えす、然れば、今に傳はれる、
古記の中には、此記を最古りけり、さて書紀は、同宮、御宇、
高瑞淨足姫、天皇の御世養老四年にいせきつと、續紀に記さ
れたれ、彼は此記に八年おくれてなむ成れりけり、さて此
記は、字の文をもりさらば、専ら古語をむねとはして、古の實
のありさまを、失はじと勤めたること、序に見え、また今次、
云ふが如し、然るに彼、書紀いできてより、世人おこなべて、彼
をのみ尊み用ひて、此記は名とだに知らぬも多し、その所以
はいかにといふに、漢籍の學問さかりに行えれて、何事も彼、
國のさまとのみ、人としてようらやみ好むからば、書紀の、その
漢國の國史と云ふふみのさまに、似たるをよろこびて、此記

のそなはなるを見ては、正しき國史の體にあらきかと云ひ
て取、きありぬるものぞ、云、或人間、彼川島皇子等に仰せし
撰の事、書紀に見え、和銅七年紀朝臣藤原のと、書紀との事
も、續紀に載られたるに、此古事記を撰はしめ給ひしことは、
見えぬを思へ、此記は彼史どもの如き、嚴重き公事にはあ
らで内々の小事と見え、また書紀に、神代卷なとに、一書とて、
擧られぬが、數ある中に、此記を取、れたりとおほしきもあ
れば、此記は其かみ、如是る記録ども、多に有けむ中の、一書と
見えたり、さて書紀は、其記録ども、皆撰ひ取、れて、此も彼も集
めて、足はぬことあく、備れは、更に此記の比、あらず、此記い
かでか、其と等ならに、尚ひ用ふべからむ、己、答、此記の、かの一
書ともの中の一、よして、みな、書紀にえらび取、れて、彼、事備、

れりとの論は、謂れり、誠は書紀は、事を記さるゝこと廣く、
はた其年月日などまで詳して、不足ことなき史なれば、此記
の及はざることも多きは云、もさらかり、然らざれば、また
此記の優れる事をいばむに、まづ上代の書籍の論は、姑く
闕て、たゞ人口一言傳へたらむ事、必書紀の文の如くに
非ざれば、此記の如くにぞ有けむ、彼の専ら漢に似たるを旨と
して、その文章をかされるを、此は漢に拘らざ、たゞ古の語言
を、失はぬを主とせり、抑意と事と言とは、みな相稱へる物に
して、上代の意も事も、言も、上代、後世の意も事も、言も、後世、漢
國の意も事も、言も、漢國あるを、書紀の後世の意を以て、上代の
事を記し、漢國の言を以て、皇國の意を記されたる故に、相か
かはざること多かるを、此記は、いさゝりもさかいらを加へ

きて、古より云傳へたるまゝに、記されたれば、其意も事も言
も、相稱て皆上代の實なり、是専ら古の語言を主としたるが
故らかし、すべて意も事も、言を以て傳るものなれば、書は其
記せる言辭を主に有ける、又書紀の漢文章を思はれたる
故に、皇國の古言の文は、失たるが多きを、此記は、古言のまゝ
なるか故に、上代の言の文も、いと美麗しきものとや、然れば
たとひ、かの一書ともの中の一にして、重き公の書典には非
せども、尚ひ用ふべきを、まして是は、淨見原、天皇の厚き大御
志より起て、ふたゝび、平城大御代の詔命によりて、撰録れた
るうへに、更に輕々しき、私の書の比に非ず、かれこれと思へ
は、いよゝまを、尊み仰ふべきは、此記にかむ有ける、然る
物を、そのかみ漢學のみさかりに行れて、天下の御制までも、

よろづ漢様にあり來ぬも、世にあらば、かゝる書典の類ま
で、ひたふるに、漢さまなるを悦びて、表に立られ、上代の正實
なるはしも、返て裏になりて、私物の如くにぞ有けむ、故其撰
定の事も、續紀おとよも、載られざりけるなるべし、さて後ハ、
いよゝ其心はへにて、取見る人も、罕らになり、世々の識者は
た是とハ、正しき國史の體にあらざるとして、なほざりに思ひ
なすこそ、いとよく哀しけれ、

記題號の事

古事記と號けられたる所以ハ古の事を去るせる記といふ
ことあり、書記に、淨見原宮、御宇天皇の御代に、かの川島皇子
等に仰せて、國史を撰はしめらるゝ事を記されたる處に、記
定帝紀及上古之諸事とある、此語即今の題號の意と同ト、然

て此題號ハ、かの書紀のこと、國號を標き、押出してたゞ古事
と云ふ、うけはりていと貴し、異國を邊つらひ思え、天地の
極み、たゞ天神御子の所知、看食國の外、あき意にかなへれば
あり、撰者の意ハ、さるまゝと思ひて、なづけたるおはあ
り、大御國の物學せむ輩は、何事も常に此心はへを、忘るまト
さものなり、また卷の分ちさまも、漢籍の例に、らばらきて、
上卷中卷下卷といへる、おればためたし、悉上卷中卷下と
云むと、漢さまな
り、また卷之一卷第一など云も漢あり、そをも一之卷二之卷
あせ、いこそいふへけれ、マキノツイデヒトツ、またヒトマキ
コアラルマキなどよひは、中々とて日本紀をば、夜麻登夫美
に皇國の物言さまにはうとし、とて日本紀をば、夜麻登夫美
と訓を、此記の題號ハ、訓あることも聞え、本より撰者の心
にもたゞ字音に讀とよや有けむ、然れど、かの夜麻登夫美の
例は、倭は、布流許登夫美とぞ訓まし、上卷は、迦美都麻伎、中

卷ハ那加都麻伎下卷ハ斯母都麻伎ト訓ベシ。

諸本注釋の事

此記今世に流布れる本二あり其一の寛永のころ板に彫れる本にて字の脱たる誤れるおと多くまた訓も誤れる字のまゝに附たる所のさらにもいはせさらぬ所も凡ていところ今一の其後に伊勢の神官なる度會延佳てふ人の古本なご校て改正して彫せたるなり此はかの脱たる字をも誤れるをも大かた直して訓もことわり聞ゆるさまに附たりされどまたまゝには己がはかいらせも加へて字をも改めつと見えて中々なることもありかくて右の二をさきて古本のいと稀らにて今一のいとく得がたきを己さきにからくして一部得て見つるよ誤はなはいと多におむ有

ける近きころまたかの延佳がはじめに異本をも比較て此も彼も書入たる本を寫したる本また京の村井氏藏が所藏る古き本をも見るに此等はた殊なることもなくて誤のみ多く村井がの、大かた舊き印本にぞ近かりける其後また尾張國名兒屋ある真福寺といふ寺俗に大洲の觀音といふに昔より傳へ藏る本と寫せるを見るに此の餘の本どもとは異なるめつらしき事もをりくあるを字の脱たる誤れるおとえ殊にえけくぞあるかゝればおふ今世に誤なき古本ハ在かたきなりけり然れど右の本ども、此彼得失ことハ互たがひに有て見合すれハ益となること多し。

○此記昔より註釋あることを聞きたゞ元々集といふ物よ、或記云古事記云云また古事記釋註曰云云とあるはむかして釋

註といふもの有りてこそ、其は誰作りしにか其名だに他には見えなまして今は聞えぬ物なり。或は書に、此記の註とて、名を作りて引たることあり、いふふたらき。

文體の事

此記の専ら古語を傳ふるを旨とせられたる書なれば、中昔の物語文などの如く、皇國の語のまゝに、假字書にてせらるべきに、いかおれは漢文に、物せられつるぞといはむに、先大御國にもと文字といふの無りしかば、上代の事ども、直に人口に云ひ傳へ、耳に聞傳はり來ぬるを、外國の書籍の渡參來て、西土の文字の、始て渡參來つるに、記ふ、應神天皇の御世、百濟國より、和述吉即てふ人あつて、論語と千字文とを買しことある、此時よりなるべし、なほ漢風漢の序などにも、此おもむき見えなれば、奈其の頃も、然言傳へたるなるべし、それよりさきにも、外國人の參入しは、書紀に、崇神天皇の御世に、始て羅摩國入、また聖仁天皇の御世に、

新羅國王于天之日矛なをあれども、書籍のいまだ渡らざりけむ、そも異國と、あど通ふも、漢國の書に、かの國の漢といひし代より、御國の使、かしてこみ至れりつと云へれども、皇朝には、さらなるしめさぬ事あして、此とくさく論ひ有て、別に、あるせり、彼國に、大御使を遣とまは、遂の後、推古天皇の御世、始なりける、また韓の國々の、またしく仕奉りしこと、神功皇后の、かの國言向坐しよりの事なれ、書籍の見たり來しも、決くかの和邇が、まゝりこし時よりのこと、いぞ思、其を、此間の言もて讀ならひ、その義理をも、とさまへさとりてぞ、其文字を用ひ、その書籍の語を借て、此間の事を、も、書記すとはありぬる、今按に、神代文字、有無の事なせされ、別あ説われど、今いことず、され

ど、その書籍てふ物は、みか異國の語にして、此間の語とは、用格もかにも、甚しく異なれば、その語を借て、こゝの事を記すに、全く此間の語のまゝは、書取がたし、故萬事、りの漢文の格のまゝになむ、書ならひ來にける、故奈良の御代の比に至るまでも、物よ書るかぎり、此間の語の隨あるを、をさく

見え老万葉などは、歌の集なるすも、端辭など、みも漢文なる
を見てもとるべし、物語書などのごとく、此間の語のまゝに
物書事、今の京にありて、平假字といふ物、出來ての後に始
まり、但し歌と祝、祠と宣命詞と、此等のもは、いと古より、古
語のまゝに書傳へたり、これらの言に文をなして、麗くつゞ
りて、唱へ擧て、神よも人にも聞感しめ、歌の詠めもそる物に
て、一字も違ひては、惡かる故に、漢文には、書がたげればぞか
し、故歌は、此記と書紀とに載れる如くに、字の音をのみ假て
かけ、これを假字と云へり、祝祠宣命、また別に一種の書
法ありて、世に宣命書といへり、たほかたこれらの餘り、か
ら老詞を文なさせても有べきかぎりは、皆漢文よぞ書りけ
る。かゝれば、此記を撰定はれつる比も、歌祝祠宣命などの餘

え、なへての世間の、ならひのまゝには、書れしなり、さて然漢
文を以て書よ就ては、その比その學問盛にて、そなたさまの
文章をも、巧にかきあへる世かれと、これも書紀などの如く、
其文をかざりて、物せらるへきよ、さはあらそ、漢文のかたえ、
たゞありに拙きなるは、ひたぶるに、古語を傳ふること、を、旨
とせる故に、漢文の方には、心せざるものなり、撰者の漢文か
りしおは、あらず、序文とくらへ見よ、序こそ、故字の意にもか
彼人の、からぶみ力のかきりとは、見ゆゆれ、
はらき、又その置處なほにも、拘らざる處多かりか、又序
に、全以音連者、事趣更長、是以、今或一句之中、交用音訓、或一事
之内、全以訓録とあるをもて見れば、全く假字の如くにも、せ
まほしく思はれけむ、撰者の本意あられたり、故大躰は、漢文
のさまなれども、又ひたぶるに漢文にもあらき、種々のかき

さま有て、或は假名書の處も多し、久羅下那洲多陀用幣流な
さの如し、又宣命書の如くなる處もあり、在_レ祁理、また吐散登_レ
許曾_レなど、の如し、又漢文ながら、古語音格也、もはら同じきこ
ともあり、立_レ天浮橋、而指_レ下其沼矛、立_レ字、また指下の二字を、上
のおとく、字のまゝに、なごの如し、又漢文よ引れて、古語の格に
たがへる處も、をりくは無きにあらざり、名其子云木俣神也
あるたらひ、古語にかゝは、其子名、云木俣神、とか、其子名木俣
神、とか有へし、此謂之神語也とある、之字の添たるは、古語に
たがへり、更往_レ廻其天之御柱、如先、これらも、如先てふ音の置
所、此方の語とたがへり、更其天之御柱、如先往_レ廻、といふぞ、こ
の方の語つゞけなる、此類心をつくべきことあり、よくせざ
ば、漢文よ惑ひぬべし、また懷妊臨産、或は不得_レ成婚、或は足示_レ

後世、或は不得_レ忍其兄、かどの類は、ひたふるの漢文にして、さ
らに古語にかなわざ、但かくさまの文といへども、ことさら
に好みてよば、あらざるめれど、當時物書よは、あべて漢文の
みに、おれぬるから、とりはづしては、おのづからかゝること
も、雜れるあるべし、漢文のみ、物をかきなれるゆゑなり、假
に、かへりて、かくの如_レ、また庶兄嫡妻、人民國家などの、だく
き詞つさなる文となし、ひの文字も、此方の言よは、疎けれど、これらは、殊に世に用ひ
なれたるまゝなるべし、山海晝夜などの類も、此方には、海山
夜晝といへども、これは、晝をいれたるまゝなり、さてまた古
言を記せに、四種の書さまあり、一には假字書、こはあゝが中
にも正しきなり、二よは正字書、こは阿米に天、都知に地と書
類にて、字の義、音の意に相當て、正しきなり、但し天はアマと

く、地は、トコロとも、トコロとも訓べきが故に、言の定まらざる
 るとあり、故、假字書の正しきふと反ばず、されど又、言の意を
 具へたるは、假字、其中に、股はに候と書こは、漢國籍に、橋はに椅字
 を用ひまと、橋はの義、蜈蚣はを吳公と作るこは、偏を省、たゞひ、正
 字ながら別なるものにして、又各一種なり、三には借字、こは
 字の義を取らぎ、たゞ其訓を異意、借て書を云ふ、神名人名
 地名なきに疎に多し、其餘のたゞの言にも、まればは用ひた
 り、平城の頃までは、凡て此借字、書る常の事にて、云もてゆ
 げは、假字と同トことなるを、後世にありては、たゞ文字にの
 む、心とつくる故よ、これといふかまむめれき、古は言を主と
 して、字にはさしむ拘らざりしかば、いかさまにも借てかけ
 るあり、四には右の三種の内を、此彼交まて書るものあり、さて
 上、件の、四くさの外に、また所由ありて、書ならしむ一種あり

日下、春日、飛鳥、大神、長谷、他田、三枝のたぐひ是なり、

假字の事

此記に用ひたる、假字のかぎりを左にあら、

- ㊦ 阿 ㊦ 伊 ㊦ 字汗 ㊦ 延愛
- ㊧ 淤意隠 ㊧ 加迦訶甲可 ㊧ 賀何我
- ㊨ 伎紀貴幾吉 通用 岐 音 濁 藝疑乘
- ㊩ 久玖 音 濁 具 ㊩ 氣那 音 濁 宜下牙
- ㊪ 許古故高去 音 濁 基其 ㊪ 佐沙左 音 濁 邪奢
- ㊫ 斯志師色紫芝 音 濁 士自 ㊫ 須洲州周 音 濁 邪奢
- ㊬ 勢世 音 濁 是 ㊬ 曾蘇宗 音 濁 叙
- ㊭ 都 音 濁 豆 ㊭ 豆帝 音 濁 傳殿
- ㊮ 登斗刀等土 音 濁 杼度勝騰 ㊮ 那 ㊮ 通爾

㊦ 奴怒濃努

㊦ 泥巨福

㊦ 能乃

㊦ 波

音濁婆

㊦ 比肥斐卑

音濁備毘

㊦ 布賦

音濁夫服

㊦ 幣閉平

音濁辨倍

㊦ 富本善蕃品

音濁煩

㊦ 麻摩

㊦ 美微彌味

㊦ 牟无武

㊦ 米賣咩

㊦ 母毛

㊦ 夜也

㊦ 由

㊦ 余用與豫

㊦ 羅良

㊦ 理

㊦ 琉流留

㊦ 禮

㊦ 呂路漏侶盧樓

㊦ 和丸

㊦ 韋

㊦ 惠

㊦ 袁遠

上件の外に、記汜游劔梯之天未末且微彼衣召此忌計酒河被友甲祀表存在又、これらを假字に書る本あり、みか寫し誤れるものなり、

假字用格のこと、大か九天曆の頃より、以往の書どもは、みな正しくして、伊韋延惠於袁の音、また下に連れる、波比布閉本

と、阿伊字延於、和韋字惠袁とのたぐひ、亂れ誤りたること一もなし、其のなみを恒に口にいふ、語の音に差別のありけるから、物も書にも、おのづからその假字の差別は、有けるなり、かくて其正しき書どもの中に、此記と書紀と、萬葉集とは、殊よ正しきを、其中にも此記は、又殊に正しきなり、いでそのさまを委曲に云ひよは、まづ續紀より以來の、書どもは、清濁分れぬ、濁音の所に、清音の假字を用ひたるのみならず、又音と訓との假字を、雜へ用ひたるを、此記書紀萬葉の、清濁を分てり、其中に萬葉の假字は、音訓まとはれるを、但し万葉の書法と、あやしき書さま多ければなり、此記と書紀と、音のそを取て、訓を用ひたるは一もかゝり、これを正しき假字なりける、取と、木止三井の類なり、此記と書紀と、かゝるたぐひの假字と、有ることなし、書紀允恭御孫哥、述律の二字あると、其か寫し誤れ

るものあり、また苦字を多く用ひたる、是も苦を誤れるなり、此とイの音の字なるを、ト用ひたる例と、題をノ、通、假字、今本字を誤り、讀を誤れる多し、委くと別に論ひて、然るに書紀は、吳音漢音をまトへ用ひ、又一字を、三音四音にも、通はし用ひたる故に、いとまぎらばしくして、讀を誤ることも常多き、此紀は、吳音をのみ取て、漢音を取らざ、帝をアに用ふるも、漢音、ア、イ、レ、イ、に、と、あ、ら、ず、吳音の、カ、イ、ヲ、イ、ナ、リ、そは、愛を、エ、ハ、賣米を、ノ、に、用、る、と、同、格、な、り、書紀にも、此格の假字あり、開階をケ、細をセ、琳背をベ、用ひたる是なり、さて用字と、吳音は、ユ、ウ、として、ヨ、ウ、は、漢音なる、ヨ、の、假字、あ用ひたるは、此字古は、吳音も、ヨ、ウ、と、せるに、や、書紀にも、萬葉も、ヨ、の、假字、あのみ用ひて、ニ、に、用ひたる例なし、又一字をは、唯一音に用ひて、二音三音に、通はし用ひたることなり、宜をキともよみ、用をユともよ、又入聲字を用ひたること、むたぐひは、みなひがことなり、又入聲字を用ひたること、をさく、な、た、オ、に、意字を用ひたるも、入聲あり、是と、偏を省きたるものなり、古は偏を省きて書例多し、この事傳十之番、吳公の下に委云べし、億億も省きて書例多し、この事傳十

用ひたり、又、志、億の音もあり、臆、通ふもあを、と、正音をおきて、傍音を取べきあならず、たい億の偏を省ける時とす、又いとまれ、シに色字、カに甲字、ブに服字を、書ることあり、これらは由あり、そは必下に其韻の通音の、連きたる處にあり、色字は、人名に色、既と連きたるにのみある、色の韻は、にのみ書る、甲の韻は、フ、あして、斐は、其通音なり、服字は、地名に、伊、服、鼓、とあるのみある、服の韻は、ク、にして、鼓は、其通韻なり、お、あ、た、ま、れ、ら、あ、て、も、古、人、の、假、字、つ、此、外、吉、備、吉、師、の、吉、字、あ、れ、ば、國、名、ま、た、姓、な、れ、ば、正、し、き、假、字、の、例、と、は、い、さ、か、異、なり、故、お、音、備、も、歌、に、は、鼓、備、と、か、け、り、凡、て、歌、と、て、又、同音の中にも、其言に隨ひて、用る假字異にして、各定まれると多し、あり、其例をいば、コ、の、假、字、に、え、子、え、古、字、と、の、み、書、き、多、壯、士、な、ど、の、假、字、に、は、女、は、賣、字、を、の、と、書、き、姫、女、な、ど、の、も、同、じ、木、城、え、紀、を、の、み、書、き、ト、に、は、戸、太、間、の、ト、え、斗、刀、を、の

み書き、ふには、神のミ。木草の實のミ。ハ。微をのみ書き、モにハ。妹百雲などのモ。ハ。毛をのみ書き、ビにハ。火ハ肥をのみ書き。生のロ。ハ。斐をのみ書き、ビには、彦姫のヒ。濁音には、昆をのみ書き、ケには、別のケ。ハ。氣をのみ書き、辞のケリ。のケ。ハ。祢をのみ書き、ギには、過禱のギ。ハ。疑とのみ書き、ソには、虚空のソ。ハ。蘇をのみ書き、ヨには、自の意のヨ。ハ。用をのみ書き、ヌには、野角忍、篠樂など、後世ノといふヌ。ハ。怒をのみ書く、右は記中に、同音の數處より出たるを驗て、此彼舉たるのみなり、此類の定まり、なほ餘にも多かり、こは此記のみならず、書紀萬葉などの假字にも、此定まりほのと見えたれと、其はいまだ偏くもえ驗せ、なほこまかに考ふべきことなり、然れども、此記の正しく精しきには、及はざるものを、抑此事、已始テ見得た

るに、凡て古語を解く助となること、いと多きぞかし。

訓法の事

假字の清濁の事、此記また書紀萬葉は、分て用ひたる中に、此記は殊より正しければ、嚴よりその清濁を守りて讀べし、一といへども、私に輒く變讀べきにわらき、古也後世とは、清濁のかはれる音も多ければ、今世の言の例には、かゝはりがたければなり、古人里人の如き、古人の比より、古言の假字何れもみみ書り、然るをこの類、凡て連言の下、言の頭は、み濁る例と、心得るべきは、ひがことなり、其言によりて、清濁定まらざるも、右のごとし、大方近き頃、古言の徒、殊も濁音を好みて、濁るまじき言をも、多く濁ると、古言のこと思ふゆるは、ひがるとなり、たい古言の假字づらひと、よく考合せて、讀べきまじきぞかし、古言の聲の上り下りの事、神の御名をその内に、上字を小さく書添たる處々あるは、漢國に定る、四聲の目を假て、讀音

の上下を示したるものあり、凡て漢語の音は平上去入と、
四の別あり、此方の語も、彼に准^すへて云へば、平上去の三聲あり、
入聲はあし、其由^り契冲が云く、平上去の三聲を、一音の言
に^ていはく、日^ひの平、樋^ひの上、火^ひは去なり、毛^ひの平、蹴^ひの上、氣^ひは去
なり、二音の言は、橋^ひの平、端^ひは上、箸^ひは去なり、弦^ひは平、釣^ひは上、鶴^ひ
は去なり、此類にて意得べしといへり、此説の如くにて、平の
上らば下らば平ある聲、上の上る聲、去の下る聲あり、漢國に
といはずして、去といへれども、下る外あし、又今、また同人の
世の唐音の四聲は、能^ひれる者あて、實^ひたがへり、また同人の
云く、鴨^ひの平聲なるに、鴨^ひ川^ひといふときは上聲、鴨^ひ社^ひといふと
きは去聲なり、連^ひきによりて、同音もかく聲變るありといへ
り、かく音を連ぬ云とき、上ある聲のかはるのとからせ、下な
るも同じく變るなり、かの地名の鴨^ひは、本は去聲なるを、下鴨

といふときは平聲になり、鳥の鴨^ひの平聲なるを、眞鴨^ひといふ
ときの上聲になるが如し、又四方の國々の音の異有て、同言
も等からせ、其の京畿^ひのをもて正しとし、それ違へるを訛
とすべし、さて記中に、讀音を示したるを考るに、上卷に多く
して、中下卷にいとく、稀なり、上卷も神名も多し、其の
常言と異にして、唱を訛ること多きが故あるべし、さて其字
の訓の、本聲のまゝに讀へき處に、附たることなり、たゞ言
の連りて、聲の變る處に附たり、豊雲上野神の如き雲^ひ、もと
平聲あるを、雲野と連く故に、上聲よあるを、訛て本の平聲に
讀むことを思ひて、上と示したるなり、餘は是に倣て知べし、
然らば上聲の、平去にかへる處も有べきよ、平と去との附た
る處も、只上聲のみ見えたるに、如何といふに、凡て言の連

きて、本聲の變る例を考るに、平去の上聲にかはるが、常多くして、上聲の平去に變るハ、いと稀なり、故記中に聲を附る中に、平去に附べきが、おのづから無りけらし、然るも、宇比地邇上神、須比地邇去神、この去聲たゞ一あり、其ハ比地邇てふ、同言の二ならびたる、一の邇ハ上聲、一の邇ハ去聲にて、忽ち音の異なるカ故なり、この邇ハ土にて、本聲去なるを、比地邇神と附たるは、他の例お同じきを、去と附たる方は、本聲なきハ、附る例にはあらざれども、一の上聲にならひて讀むことを、思ひはか、又山津見てふ神名、つゞきて多く出たる所に、大山上津見、奥山上津見など、聲を附け、於滕山津見、闇山津見など、附き、是ハ附ざる方ハ、山を本聲のまゝに、平聲に讀べしとなり、又奥津島比賣命、市寸嶋上比賣命、これらも然なり、須比地邇に、去聲を附たる例によらば、これらも本聲の方お、山平島平と、附べきおなるに、然らざるは如何といふお、

初はまがひやそきを、此は既に彼例あり、大かた、聲を附たる例かくの如し、抑神名など、讀よも、古ハかく、其聲の上、下、とさへ、正し示したるを以て、をべて語を嚴重にすべきことを、さどるべし、後世人、たゞよしなき、漢意の理をのみさたして、語とはおろかにして、心をつけむものとも、思ひたらぬハ、いりれぞや、

○いハゆる助字の類記中、用ひさま種々あり、或ハたゞ漢文の方の助に置るものにて、古語ハハ關らぬもあり、或ハ漢文の方ハ、かゝらざして、古語の方ハ用ひたるもあり、或ハ漢文のかたにて置るが、やがて古語にかあへるもあり、いづれも、くよのつねに、漢籍にて讀むハ、異なることおほし、故今こゝに、その助字のたぐひ、又其餘も、常に出る字どもをも、

此彼集め出して訓べきさまをあけつらふ、
 能と訓こと尋常のこと、但し必讀べきと必讀まじきと
 あり、大凡用言に属たるハ、漢文の格なれハ、捨て訓べからず、
 吾所生之子、また出向之時、これらかり、體言に属たるハ、必讀
 べし、天之某國之某の類、淡路之穗之狹別など、如此さまの處
 への、丁寧よ之字と書添て、古語を明らかにせり、後世に能を略てよむた
 くハ、此配に依て正そべし、國之常立神と、又一此方の昔の漢
 文に、用ひからへる之字あり、凡て句終あとに置る、漢人の書
 格に違へるが、書紀などにも多きなり、そのたらひ必訓べ
 からざ、因邇と訓字あり、於某と用ひたり、凡て古書に此格多
 し、波と訓こと常の如し、又於今者とあるハ、たゞ伊麻と云
 へ添たるおれば、別に者字ハ、よむまじきなり、又者也とある

者、字も訓べからざ、豆と訓こと常の如し、又從八十神教而、
 これらハ志氏と訓て、爲而の意なり、常ハソトと訓また隨云
 云、而とあるハ、隨を麻爾麻爾と訓て、而字ハ訓べからざ、凡て而字ハ、漢
 文よてハ、句頭ああれども、御國國袁といふ辭に用ひたり、地
 にてハ、必言の下に附辭なり、阿多良斯登許曾などの如し、此例萬葉あとにも多し、後世
 絶てなき、又たゞ漢文の助字あるもあり、平夜とも、加とも、夜
 母とも、加母とも、語のさまに隨て訓べし、國大かた乎、字の訓
 に同ト、加那といふハ、古言にあらざ、奈良のころまでは、加那
 り、まれに哉字をうけるも、加母と訓べし、加那と訓るハ、國
 誤あり、書紀にも、此字加夜、また柯倭など、訓註あり、國
 漢文の助字に用ひたり、其中ハ、那理と云て宜き處よ、置た
 るが多きなり、漢籍にても、那理とよむべき處に多き故に、つ
 ひに此字の定まれる訓となれり、然れども、奈

其のふるまでは、那理といふに、此字を定めて、用たることはなし、万葉にも此字は、ヤの假字に用ひたるのみあり、那理には、有在とかけり、爾阿理の、國尋常の如く、疑ひたる處も用ひ、また只焉字など、同じさまの助字にも置たり、書紀にも然例あり、國たゞ漢文の方の助字なり、國語の下にあるは、由惠とも、由惠爾とも訓こと常の如し、又句頭にあるは、迦禮と訓り、其は記中に殊に多し、其中に、此字の意にはあらざり、たゞ次の語を發せとて、於是なといふべき處に置るいと多し、迦禮の切りたる辭あらむか、國此字は殊に多く用ひたり、おほくは許々爾と訓べし、又處によりて、迦禮と訓て宜きもあるなり、抑此記の文法、すべて一連の語終りて、次の語の首には、必き於是とも、故とも、爾とも云る、此三の辭を用ひたるさまを考へ合する、たゞ其處の語の勢に隨ひ調に任せ

て置るのみにして、必しも各異ある意のあるにはあらざり、たゞ爾とも、於是とも、故ともあるは、みあ今の、但言に、言辭傳といふ勢なる處なり、爾字づねに、言能とも訓めは、言辭と知の通へり、國須那波知と訓べし、また只漢文の方にて、置りて見ゆるもあり、然る處は、捨て讀まらざり、國乃字と同じさまに用ひたり、訓べささまも同じ、國於母本須、また於母布といふを、以爲とかき、また爲、一字を書る處も、一、二あり、また爲直其禍而、かく用ひたる處あり、是は漢文には、將字を用る格なり、また爲將出幸上國とも、將爲待攻而とも用ひたり、此格なる類多し、漢文の格おは、異な、國將罷、かくさまに用ひたり、萬葉よも此格に用ひて、みな將見將聞を書り、又將殺時、かくも用ひたり、此は漢文の訓に同じ、國多くは將字と同じ格に、たゞ牟と訓べし、欲爲力競あその類なり、書紀、欽明天皇御

卷に爲欲熟喫。かくも訓り、また湊母布と訓へき處あり、欲罷
妣國などの類なり、書紀にも多くかく訓り、大かた此字、萬葉
ハカリヌといふに用ひたる故に、何れの書あても、かあら
然訓べきるといふのみ、心得たるは、ひがことなり、是は字書に、
期願之辭と注せる方をのみ思ひて、又四以云云とあるは、多
く袁と訓べし、云云以とあるは、多く且と訓べし、又余理氏と
訓て、宜き處も稀にあり、また尋常の如く、訓處も多し、是以な
どの類あり、母氏と訓も略ける辭なり、正しくは母知氏と訓
べし、また母知氏の訓べき處もあり、所生を字米流成を那
禮流といふが如き時、此字を加へて、所生、所成と書る例な
り、此格の言、餘もみな然り、此格の所字を、トコロと訓は、又不
漢文訓にして、古語ああらせ、又不
知所出、トコロヲシラズこは漢文の方は、右の所生などの所字と同格をれと
も、語は不知可出之處と書べき意なれば、登許呂と訓べし、下

高津宮段、女島玉之所坐、トコロニカと、坐圍記中此字みな漢文の格によ
るも、坐處の意なれば同じ、坐圍記中此字みな漢文の格によ
りて置たれば、常の如く能美と訓ては、古語にかあらせ、別
訓べき格あり、すべて許會禮の格に訓べし、またたゞ許會と
のみも訓べし、抑此字、能美とは訓まじき所以は、如何といふ
に、凡て皇國には、能美は中間のみ在ることにて、終を此辭
て、結むることには無ければ、古語にかなはざるなり、書紀、允恭
天皇御卷、歌に、多儂比等用能未、また萬葉十一に、但一耳を
結めあるあれと、此等は、唯一夜唯一人而已にして、二夜に及
はき、二人と無しといふ意にて、能美てふ辭いと重ければ、漢
文の軽く云捨たる耳とは異なり、一麻多と訓ところと、母と
訓べきところとあるなり、一又字と同格に用ひたり、此字
を訓に、麻多と加都との差別あり、漢籍に、君子有酒多且旨と

云るが如きは、多きがうへに、また旨くさへありといふ意なり、此意の且字は何れも麻多と訓べし、句頭にありても同じとなり、漢籍にも古き本に句頭よある且字と、また我歌且謠と云るが如きは、注曲合樂曰歌、徒歌曰謠、と云歌ひもし、また謠ひもする意なり、此格の且字は麻多と訓ても、加都かと訓ても宜きなり、其中に麻多は廣ければ何れにもわたるを、加都はたゞ此をえながら、また彼をもするが如きをいふ辭にて、伊勢物語、歌にかつ恨みつゝ、なやぞ戀しきと云るがて加都の意を、其意ならぬ處よは、かなえきと知べし、又某及某とある、及字ハ麻多と訓べし、於余毘と訓は、漢文訓にして、古語にかかはき、但し麻多と訓て、勢あしからむえ、其語のさまに隨ひて、登とも、波多とも、下より返りて、母とも訓べく、捨

て讀までも有べし、左右に於余毘とは訓まトきなり、同多くは尋常の如く倍志と訓て宜し、まれよ可還を、加幣理麻勢と訓へきが如きもあり、勿不字の意に用ひたり、受と訓べし、書紀よもさる處おほし、此字常より、禁止之辭と注したる如く用ひたると、然らず、みな不字なるべき處あり、また非字と不字とは、用る格異なるを、此方の古書にもあり、不字を用ふべき處に、非字を用ひたる、國杼母、また登母と訓べし、國許禮こと多きも、此たぐひあり、國杼母、また登母と訓べし、國許禮また許能と訓こと常の如し、また許禮を許とのといふも、古言の一なり、其を許といひ、吾を和、また許禮を許々といへること多し、其を許といひ、吾を和、また許禮を許々といへる處もあり、尋常の如く、曾能と訓へし、但し此字、あまり繁く置たれば、中には捨て、讀まじきもあり、また彼字と相通はして、共に曾能とも、加能とも、訓へき處あり、また許能と訓て、宜し

き處もあり、また上に云る物を指て、曾禮といふに用ひたる處あり、阿比と訓べきこと常の如し、此字いと多し、中に捨て讀まじきもあり、國袁波理豆、また袁閉氏、また波氏々など訓べし、また然訓ては煩はしき處もある、其は捨て讀まじきあり、國竟字と、合同じたまに用ひたり、訓べき格も同じ、國多くば、たゞ麻傳と訓べし、伊多流麻傳と訓べき處は、いと稀なり、また八拳須至、手心前には至到といふ意なり、國常の如く、伊多流と訓へきもあり、また由久、また伊傳麻須など訓べき處もあり、國此字多くハ、漢文の格にて用ひあり、其ハ常の如く、能叙牟と訓てハ、古語にあらざ、臨産時とあるは、産時爾那理氏、また懷妊臨産とあるは、懷妊阿禮麻佐牟登須など、其語の狀は、隨ひて訓べし、國常の如く、於々能々、また於能母於

能母と訓て、可き處もあり、また語の狀によりて、阿比とも、美那とも、加多美爾とも、訓へき處あるなり、隨天神語おその如く、下にあること古語なり、毛々呂々と訓べし、諸人諸國諸神おその如く、上にある類は、古語なると、漢文なるとあるべし、諸人は萬葉にも、毛呂比登とわれは古言なり、諸國おそのは、漢文と見ゆ、書紀などにも、久爾具爾と訓り、諸神は、迦微多知と訓べし、また迦微賀微とも訓べし、凡て毛呂某とは、云べきと、云まじきとわり、毛呂毛呂能某とは、何にも云べきなり、於是許々爾と訓あり、今俗言ハソコトといふ、上卷に在于此處と云べきを、於是有と書る處あり、此はなべての例に異なり、是以許々袁母氏と訓なり、此辭は、本よりの皇國言とは聞えき、其初漢籍を讀たぬに、設けつる物なるべし、然れと其は、いと古

のこと、聞えて、云状いと古し、**爾**迦禮許々、爾と訓べし、故
は輕く用ひたる辞なり、**爾**字は、捨て讀まトきなり、**爾**
此も、**爾**字を讀へからず、**爾**中卷に只一、あり、語終に、た、伊
布と訓へき處なり、**爾**字捨て讀べからし、**爾**迦久と訓なり、
迦久能基登といふも、朝倉宮の大御歌に見えて、古言なれど、
なべてハ迦久とのみいへり、**爾**斯加志氏と訓べし、佐氏と
も訓べし、**爾**後斯加志氏能知とも佐氏能知とも訓べし、**爾**
於母布、また於母本須と訓べし、**爾**ホモホスとオホス、またオモ
願れたる辞なり、此記など、**爾**伊波由流と訓べし、其は所有
の訓には用ふべからず、**爾**由惠と訓べし、**爾**所以此も同じ、**爾**
多くは那理と訓べき處にあり、者、字なると同じ、また稀に迦
微那理と訓べき處もあるなり、**爾**那叙とも那杼とも、伊

加傳とも伊加爾志氏とも、語の状によりて訓べし、何由、何故、
何以などあるも、皆同じことなり、何れも字のまゝに訓むは、
此方の詞つきにあらざり、**爾**告之、**爾**白之、
さることなれども、諸本共、**爾**告之、**爾**白之、
之とある故、今、其、依り、**爾**告之、**爾**白之、**爾**問曰、**爾**答曰、**爾**答曰、**爾**答曰、
爾問曰、**爾**答曰、**爾**答曰、**爾**答曰、
此む、古語の格にあらざり、詔之告之などは、續紀、宣命に、詔賜
都良久云云、勅豆良久云云、おとあるに依て訓べく、白之白言
おと、は、上卷に、白、都良久云云とあるに依て訓べく、議云、議白
などは、宣命に、謀、家良久云云とあるに依て訓べし、**爾**ナリ、
ナリ、大か九此等に、准へて訓べし

古事記上卷 并序

此標題此處に、古事記序とありて、古事記上卷と云こと
の、本文の首よあるべきを、合せて此處に書て、本文の首に
は、畧けるあり、

○今按ふ、漢籍には此例多かり、蓋し序に、下筆、序と、閣筆、
序とわりて、下筆、序の、いまた本文を書さる前に、豫トめ
大意を叙するものなれば、多く題下に并序と記して、其
序を題内に置けり、閣筆、序の、本文を書畢て後に、再ひ大
意を叙するものなる故に、皆其序を題外に置けり、今此
序の、もと上表、文なれば、此を以て序に換るも、閣筆、序よ
して下筆、序に非れば、此を題外に置べきに、おほ下筆、序
格に倣ひて、題下に并序と記し、此を題内に置たるあり、

諸本みお同し、并序は、ナフヒニ序とも、序を并ども訓ども、
 此等ハ、いかに訓てもあるべし、また昔より、序字の訓も無
 し、強て云バ、中昔より奥書と云ふとある、其ハ漢籍の跋と
 云ものなれば、是も准へて、序をさて此序ハ、本文とは甚く
 異しして、凡て漢籍の趣を以て、其文章を、いみづくかさり
 て書リ、いかなれば然るぞと云に、凡て書と著りて、上に獻
 る序ハ、然文を飾り、當代を賛稱奉りかどせる、漢の押並て
 の例なるに依れるなり、然漢文を飾るに引れてハ、其意旨
 も、自から漢めきて、混元既凝、また乾坤初分、また陰陽斯開、
 また齊五行之序、など云類の語多し、如此る語等をいはで
 ハ、文章見立無か故なり、抑此序に、かゝる語等の有を見て、
 ゆくりかく、本文の旨を莫誤りそ、又本文のさまと、甚く異
 なるを以て、序ハ安万侶の作るに非き、後、人の所爲と云人

もあれど、其ハ中々に精しからぬ、ひが心得あり、凡ての状
 をよく考るに、後に他人の、偽り書る物にハ、非是、決く安万
 侶、朝臣の作るなり、當時然ばかり、漢學を盛に、好ませ給へ
 りし、世の事よしあれば、序文ハ、必也如此さま、書つべき
 わさあるをや、

○今謂らく、此序文ハ、多く孔穎達が、五經正義上表の文
 に據れたりと思ゆれば、序とは云とも表文なり、
 臣安万侶言、夫混元既凝、氣象未效、無名無爲、誰知其形、
 此ハ、天地のいまた割れざりし前の状を、漢籍に云る趣を
 以て云るあり、

○今云、漢籍周易正義の首卷に引る、乾鑿度また、夫有
 形者、生於無形、則乾坤安從而生、故有太易、有太初、有太始、

有_二太素_一、太易者、未見氣也、太初者、氣之始也、太始者、形之始也、太素者、質之始也、氣形質具、而未相離、謂之_二渾沌_一、渾沌者、言萬物相渾沌、而未相離也、などわり、混元とは、謂ゆる太易にて、太易者、未見氣也と説る是あり、
既凝とは、分れむとするさざらあるなり、

○今云、混沌の元氣、既に凝れば、二に分れむとする氣氣を、含めむを云あり、此、氣氣と、漢籍に太初と云て、太初者、氣之始也と説るあり、

氣象ハ、天地を始て、凡て氣と象とを云り、

○今云、此序文の初のかゝりハ、夫混元と云より、誰知其形と云までの四句ハ、天地の初發と云ものハ、誰も其狀を、知べき譯ハ、無ものをと問かけたる、自問の文格なり、

然_レ乾坤云云より以下ハ、其知_レるべき條理の、あることを説出して、自答の文格なり、さて此には云まほしきことともあれど、其ハ簡短よハ、竭し難きことともあれハ、別に嚴_シ神靈と云ものに、委曲く記し置たり、故此にハ省さつ、

然_レ乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖、

參神ハ、天之御中主神、高御產巢日神、神產巢日神の、三柱を申す、○今接ハ、然、字を本傳には、シカレテと訓れたれども、自答の文格なるが故ハ、延佳ハ、シカレハと訓るも從つ、○造化ハ、漢籍に、天地陰陽の運行よりて、萬物の成出るを云り、○今接ハ、田中願庸ハ、しの説に、延曆十九年奏上の、亦名なること、高皇產靈神を、其次ハ、叙たるみて、論をしと云れたるハ、然ることにて、産靈と申す稱ハ、其原、此神より出たるハ、然ることにて、都て造化、○二靈ハ、伊邪那岐、に功賦ある神々を、稱へ奉るるべし、

伊邪那美之二柱神を申す、群品の萬の物なり。○今按に、上
の、世界國土の方に就て、天地をいひ、下の陰陽斯開の、神人
万物の方に就て、雌雄を云へるなるべし、且亦、作造化之首、
爲群品之祖の二句の、田中頼廣ぬしの、作首
爲祖と訓たる方、よく當れりとおもはゆ。

○今云、此文の、乾坤と陰陽と對へ、三神と二靈と對へ、造
化と群品と對へて、四句兩對の文なるが、總ての文意の、
天地萬物の、悉く皆神業に由て、出來たるものなればと
云意と出てき、其を漢語を修飾て、文を作せるのみ、此四
句の、漢籍に謂ゆる太始よて、太始者形之始也と云る是
なり。

所以、出入幽顯、日月彰於洗目、浮沈海水、神祇顯於滌身。

此に所以と云、次々に故と云、寔知と云、是以と云、即と云る、
皆さしも意あるに非ざ、たゞ軽く看過すべし。○今按に、此

おく置る文字も非るか、其由の、其處々に云べし、さて此
に所以と置て、上の文を受け、重ねて神代の事跡を擧げ、上
の文義を顯す。○出入幽顯の、伊邪那岐大神の、夜見國に幸行
しを、幽に入といひ、顯露世に回坐るを、顯に出と云るあり、
日月云云の、阿波岐原に、御禊し賜へる時の事あり、下二句
も、同時の事ぞ。

故、太素杳冥、因本教而識孕、土産島之時、元始綿邈、頼先聖而察
生、神立人之世。

大素も元始も、世の初を云なり。○今按に、此に故と置て、總
るに由て、天地の初よりして、神代の
事をも知り得るなりと、斷たるあり。○杳冥とは、世の始の
甚遠くて、たはしく審かならぬをいふ、本教の、天神の命
詔なり。○今按に、古史微、開題記に、本教の、天神の命詔ありて、
神の語、太素、
神是なり。○綿邈の、遠く遙かなるを云、先聖もまた天神

寺本には、川の字なるよ、生尾の、生尾人となり、大鳥の八咫
し、田中頼庸ぬし云り、鳥なり、○今按ふ、天劍の書紀に、予劍、号曰、御靈とあり、大鳥
列舞攘賊、聞歌伏仇、の書紀に、朕今遣頭八咫鳥、宜以爲嚮導者とあり、

此も白檮原宮の御段に見ゆ、但し舞の事の見えき、書紀に
も、道臣命の起而歌之とのとあり、然れど、後に久米儻と云
ハ、此時の態と聞ゆれば、舞も爲つらむ、

即覺夢而敬神祇、所以稱賢后、望烟而撫黎元、於今傳聖帝、

上ハ水垣宮、御世の事、下ハ高津宮、御代の事にて、皆其御段
よ出たり、后ハ君なり、黎元ハ民を云、後に、崇神天皇仁徳天
皇と、御謚を奉られし
も、此文の
意なり、

○今云、書紀崇神天皇卷に、夢有一貴人、對立殿戶、自稱大
物主、神云云、天皇得夢辭、益歡於心云云、即以大田々根子、

爲祭大物主大神之主、又以長尾市、爲祭倭大國魂神之主、
然後卜祭他神吉焉、便別祭八十万神、仍定天社國社及神
地神戶とあり、又仁徳天皇紀に、四年春二月己未朔甲子、
詔群臣曰、朕高臺以遠望之、烟氣不起於域中、以爲百姓既
貧、而家無炊者云云、三月己丑朔己酉、詔曰、自今之後、至于
三載、悉除課役、息百姓之苦云云、七年夏四月辛未朔、天皇
居臺上、而遠望之、烟氣多起、是日語皇后曰、朕既富矣、豈有
愁乎云云とある是あり、

定境開邦、制于近淡海、正姓撰氏、勸于遠飛鳥、

上ハ志賀宮、御代の事にて、近淡海ハ、其都の國名あり、下ハ
遠飛鳥宮、御世の事なり、制勸とは、あづ其宮に坐まして、天
下の政聞看しを云、さて是までの、古の御代々々に聞え高

事どもを、此彼と抜出て、文飭に書るなり、

○今云、書紀成務天皇卷に、隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里、因以東西爲日縱、以南北爲日橫、山陽日影面、山陰日背面、是以百姓安居、天下無事焉とあり、又允恭天皇卷に、上古之治、人民得所、姓名勿錯、今上下相爭、百姓不安、或誤失已姓、或故認高氏、其不至於治者、蓋由是也云云、故諸氏姓人等、沐浴齋戒、各爲盟神、探湯云云、得實則全、僞者必害云云、自是後氏姓自定、更無詐人とある是なり、

雖步驟各異、文質不同、莫不稽古以繩風猷於既類、照今以補典教於欲絕、

此ハ上件ノ事とも取總てことわれりなり、歩ハ徐に歩むこと、驟ハ疾走ることにて、政も世々のさまに隨ひて寛

なると急なるとの反あるを云なり、三皇、歩、五帝、驟など云經鈞命詠お出たり、釋名に、徐行曰歩と見え、説文も、驟、馬疾歩也と見ゆ、○風猷ハ風教道德なり、○今按に、文選任彦升が表も、さて如此云ること、必しも存樹風猷、沒著微烈とあり、上に擧たる事ども、悉しハ當らねども、只漢人の常に云なる趣を、文の飾に書るのみなり、○今按ふ、典教ハ、尙書堯典にも、彼ハ支那の典教のみ、今ハ皇國御世々々の、典謀を指なり、さて如此言て、下文の本を起せるものぞ、

暨飛鳥清原大宮御大八洲天皇御世、

此より下ハ、此天皇後御謚天武天皇と申すの御事を申せる文あり、洲

字州と作るハ、さし、

潜龍體元、游雷應期、

此ハ、いまた儲君にて坐まじ、間を申せる贊詞あり、潜龍

も符雷も、易の言にて、太子のことに申せり、符雷の、易の符、雷震とありて、

雷爲長子と云るより、出たり、游字游と作るの誤なり、
○今云、春秋元命包に、王者體元、建極而君臣上下各得其位、故天下治也と見え、易の文言に、元者善之長也、君子體仁、足以長人など見ゆ、符雷の、易の震の卦の大象に出つ、
問夢歌而想纂業、投夜水而知承基、

此の天津日嗣をるしめずべき、さとしの有じことなり、夢歌の事、書紀に見えを漏つるなるべし、問、字開と作るの誤あり、

○今云、或人の説に、書紀天智天皇卷に、十年十二月、天皇崩于近江宮、癸酉殯于新宮、于時童謠曰とある、三首の歌を云にや、童謠の、幽冥より言ひまひる神語をれり、夢の歌とも云べしと云れど、いかゞあらむ、後人をほよく考

ふべし、

投夜水と云、東國に下り坐むとして、夜半に、伊賀の隱の横河に至り坐しことなるべし、此時に、廣さ十餘丈、の黒雲ありて、天に見たり、しと思はして、御自占へ賜ふよ、天下二に分れて、遂にはみを得たまふへき、祥なりしと、書紀に見えたり、

然、天時未臻、蟬蛻於南山、人事共洽、虎步於東國、
上の京師を遁れ出て、吉野山に入坐しこと、下の道より人多に從ひ附奉て、御威熾盛になりまして、美濃國に幸行しことなり、皆書紀に見ゆ、

○今云、書紀に、冬十月庚辰、天皇臥病、勅東宮授鴻業、乃辭讓之日、臣之不幸、元多病、何能保社稷、云云、臣今日出家、爲陛下欲修功德、天皇聽之、即日出家法服、壬午入吉野宮、と見え、また是時元從者、草壁皇子、忍壁皇子、及云云、從吉野、

宮追至於此云云、到伊賀郡、當國郡司等率數百衆歸焉、
九是日發途入東國、事急不待駕而行云云、天皇宿于桑名
郡家、是時近江朝聞大皇弟入東國、其群臣悉愕、京内震動
かとある是あり、

皇興忽駕、凌渡山川、六師雷震、三軍電逝、

凌の歴也と註せり、汎、海、凌、山など云り、延佳、六師ハ六軍な
り、下二句ハ皇軍の熾盛あるさまを云り、漢國にて天子ハ
なと云れども、此ハたハ、數、字對にせ
るのみにして、六と三とハ、意ハあし

杖矛舉威、猛士烟起、絳旗耀兵、凶徒瓦解、

上三句ハ御方の軍の盛りあるさま、下一句ハ淡海の軍の
敗れしさまあり、○今接ハ、絳旗耀兵とハ、舊紀ハ、秋七月遣
江、恐其乘輿近江、師難別、以赤
色著衣上とある、是亦るべし、

未移、決辰、氣、診、自、清、

是ハ仇速に亡びて、天下治まりしと云るなり、決辰ハ、
此語ハ左傳、子より亥まで、一周の日數十二にて、其を移さ
すとの間もあく速かなる意なり、診ハ妖氣なり、此惡き氣

去て、清らかなになれりとなり、○今接ハ、診ハ、
去、從水、診ハ、段氏云、今、聲本音

爲、診、是、也、と、あり、

乃放牛息馬、愷悌歸於華夏、卷旗戢戈、憚詠停於都邑、

放牛息馬とハ、支那國の周武王が、紂に勝て後に馬を華山
の南に歸し、牛を桃林の野に放て、再服はぬ事を知らせし

故事なり、○今接ハ、此事ハ、愷悌ハ、軍勝たる時の樂あり、

舊紀に、イ、ハ、ト、ケ、テ、と訓、今接ハ、佛、字、必、得、す、其、故、ハ、愷
こそ愷悌とも云て、軍勝の樂なれ、佛、字、に、は、其、義、あ、る、よ、と
を聞かず、愷悌と連ね、云ることハ、多りれども、其ハ、義、の、異
あることなり、然るに今愷悌を愷悌と云るハ、愷、字、又、引、き

て、彼禮佛と混へつるふや、○今按ふ、爾雅に、佛、發也とありて、郭注ふ、發、發行也と見えたり

歲次、大梁、月踵夾鍾、清原大宮昇、即天位、

初旬の酉年をいふ、大梁の十二次の内なる昂宿の次まで、昂、二十八宿の中の西方の星にて、西の西方なればなり、次、句の二月をいふ、夾鍾は十二律の中の二月の律おればなり、踵の鍾に同じ、通はし書る例あり、さて書紀を考るに、此天皇癸酉年、二月癸未二十七日に御位に即ませり、○今按に、爾雅に、大梁、昂也とありて、禮疏に於辰在酉爲大梁と見ゆ、又禮記月令篇に、仲春、律中夾鍾とあり、踵の増韻に、踵也と見ゆ、道軼軒后、德跨周王、

軒后の漢國の黄帝といふ王にて、周王の文王武王をいふ

○今按ふ、河圖握拒に、黄帝名軒と見ゆ、

握乾符、而摠六合、得天統而包八荒、

乾符の天の吉瑞なり、六合の上下四方なり、天統の天より授くる帝統なり、八荒の八方の遠き國々なり、

○今云、乾符といひ、文選東都賦に見えたる、後漢の光武が起る時に、彊華と云者が關中より赤伏符を奉じて詣るとあり、讖文を云なり、今此の其と假て、吾か天、璽の神寶を申すなり、八荒の文選甘泉賦に、八荒協兮万國諸とあり、

乘二氣之正、齊五行之序、

二氣の陰陽を云、君の政善、良ければ、陰陽五行の運ひ正しくて、四時の氣候亂れすと云、漢人の常談なり、

○今云、二氣とは、支那の字義より云は、一束は陰陽と云ことなれども、皇國の神典の上よて云は、產靈二神より、

伊邪那岐伊邪那美之神に至るまでの神の御所爲にて、
陰陽の理原より正しきあり、五行の序は、謂ゆる風火金
水土の、五元神の御所爲の順序と申すあり、

設神理以獎俗、敷英風以弘國、

神理は、神妙の道理なり、獎俗とは、風俗を良ますといひ、英
風は、英聖の風教なり、

重加智海浩瀚、潭探上古、心鏡煒煌、明親先代、

智海とは、御智の廣く大あるを、海に譬へ、心鏡とは、御心の
明らけきを、鏡に諭へて申せるあり、浩瀚は、廣大なる貌に
て、煒煌は、光明なる貌なり、さて此までは、此天皇の、凡ての
御上を申て、次の事を申さむ料なり、

於是天皇詔之、朕聞諸家之所賚、帝紀及本辭、既違正實、多加虛

偽、

詔之の之字、延佳本よは云と作り、其もよし、賚は齋の俗字
ありと云り、帝紀は、下文に帝皇日繼とあると同しく、御代
々々の天津日嗣を記し奉れる書なり、書紀天武天皇卷の、
川島皇子等の修撰の處よも、帝紀とあり、推古天皇卷の、聖
德皇太子の修撰の處、また皇極天皇卷の、蘇我蝦夷が焼つ
る處などにて、天皇記とあり、國史など云せして、如此帝紀
天皇記と云るぞ、古の稱へなるべき、本辭は、下文に先代舊
辭とあると同し、彼蝦夷が焼く處に、國記といひ、皇太子の
修撰の處に、國記、臣連、伴造、國造、百八十部、并公民等本記と、
云ふなど、是に當るべきか、川島皇子等の修撰の處に、上古
諸事とあるは、正しく是なり、然るに、今は舊事と云せして

本辭舊辭と云ふ辭字に眼を付て、天皇の此事思召立去、大御意を専ら古語に在ける事を悟るべし、さて此より次々、未行其事矣と云まては、此記の本起を演たるなれば、慙慙と見べし、上件の虚飾のみよ、書たる文とは、異なるものぞ、○今云、此記の帝紀本辭、また帝皇日繼、先代舊辭、また書記の天皇記、國記、臣連、伴造、國造、百八十部、并公民等、本記、また帝紀、及上古諸事などあるに就て、先哲の説區々ありとも、其精しく細かに説別むとして、卻て異らき説也との出來るは、凡て此記傳の、大らかなるに及はざること多し、然れば帝紀、天皇記、帝皇日繼、本辭舊辭等の事に就ては、おのかえせ考もあれど、其は本傳と異なる説おれは、此には云はせ、別は序解附録として、此卷の末に載せ

つ、後人もな不よく考へ定むべき事ともあり、

當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、

其失とは、かの多加虚偽とある是あり、正實も全く滅ひたるは非れ、天皇の海のごと、廣き御智と、鏡のごと、明けき御心もて、辨へたまへ、甚よく分る、故に、今是時に改め正し置を、いよ、虚偽多く、なり以てゆきて、今幾ほごもなく、正實の旨は、滅ひ亡なむ物ぞと、長く愁坐るなり、世人の事、正實の虚を、等閑あして、たゞ後きたる、虚偽の文をのみ、重くそめる、いかにそや斯乃、邦家之經緯、王化之鴻基焉、

經緯とは、國を知看すに、無てえあらぬ物あることを、織の經緯の絲よ譬へて云なり、鴻は大なり、○今按に、説文、經、也、見、又、また段氏云、織之經緯、謂之經、必先有經、而後有緯、と見ゆ、

故惟撰錄帝紀、討賊舊辭、創爲定實、欲流後葉、

是まで詔命なり、討賊は深く實を尋ねて考へ究むること
なり、此一旬殊に、古學の要とあることぞ、おほにな看過し
そ、後葉は後世なり、後、字の撰錄の上お在へき文意なり、○
今按に、帝紀の舊辭の中より撰探て、録
そへきものなれば、討賊舊辭撰錄帝紀と云べきを、如此前
撰せる所以の帝紀を撰錄するは、正意なればなるべし、
時有舍人、姓稗田名阿禮、年は廿八、爲人聰明、度目誦口拂耳勤

心

稗田、姓、姓氏錄に見え、延佳本、弘仁私記序を引た、書紀
るに、天、細女、命之媛也と云り、
天武天皇、上、卷に、如此云地名見えたり、○今按に、彼卷ふ、將
田とある、大倭國と聞えたり、今、藤上郡ふ、稗田村、彼地より
遷なり、
出たる、姓なるべし、

○今云、古史徵開題記に、西宮記、裡書に、貢媛女事、延喜廿

年十月十四日、昨尙侍、令奏、繼殿寮申、以稗田、福貞子、請爲
稗田海子、死關、替とあり、媛女、宇受賣命の裔なること、
諸書に見えたるが如し、稗田の
其住處を、氏と
爲たるならむ、案ふに、阿禮は實、天、宇受賣命の裔にて、
女舍人なりと所思なり、其は舍人は祝詞に、乃禰女男か
ご有て、男のみならざ、女にもいふ稱にて、上中下に亘り、
公に仕奉る者の總名おれり、仁徳天皇紀に、命婦を
ヒメトヤと讀み、延喜
式に、宮人をもちく
訓るを思ふべし、とあり、然ることなるべし、

度目誦口とは、一たび見たる書をは、頓て空にうかへて颯
誦をいふ、拂耳勤心も、一たび聞たることを、忘るゝこと
無きをいふ、廿、字延佳本に、二十と二字に作り、其も同し
は、此句も然るべし、
故、今書本によれど、

即勅語阿禮、令誦習帝皇日繼、及先代舊辭、

勅語は、天皇の大御口つから、詔ひ屬るあり、有司をして傳へ宣へしめ、又
の書みかけるとも、たゞ勅といふも、其の勅語といふ云々、かくて此はなる殊ある意
もあふべきか、其は下に云べし、令誦習とは、舊記の本を放
れて、空に誦うかべて、其語を數々口馴えむるを云なり、抑
直に書に之撰録しめ、先、かく人の口より移して、熟々
誦習はしめ賜ふは、語を重みし給ふ故なり、書紀纂疏に、弘
仁私記、序に、天皇勅阿禮、使習帝王本紀、及先代舊事紀とあ
るは、此の文を見誤て、舊辭を舊事紀としも云るあり、ゆめ
あゝる、舊事紀の事
と、お思ひまがへと、
然運移世異、未行其事矣、

天皇崩坐て、御世かはりよければ、撰録の事果し行はれど
して、耐殿ありし舊辭は、徒に阿禮が口に残りとなり、○今
按に、

本傳ふ、耐殿ありし帝紀、舊辭とあれど、新撰の帝紀ハ、
此時いまだ出來ざるなり、故今帝紀の二字を削りつ、
伏惟、皇帝陛下、得一光宅、通三亭育、

皇帝は、撰者の當代、那良宮御宇、天津御代、豐國成姫天皇、
後、
天皇と申、を申せり、得一とは、老子よ天得一以清、地得一以寧、

王侯得一以爲天下貞と云るより云ことあり、○今按ふ、王
彌注や、一、數

之始、而物之極也、各是一物、光宅とは、天下を凡て家とする
之意にて、オホキヨナルとも、また光充也と云注もありて、
より、出たる字なり、○今按ふ、堯典に、光宅天下とある

才に通るなり、○今按ふ、說文、王、字に、天下、所歸、往也、董仲舒
曰、古造文者、三畫而通、其中、謂之王、三者、天地

人也、而參通之、亭育ハ、本ハ亭毒と云ると通ひして如此も
云からへり、民を化育するなり、是も始ハ、老子ハ、亭之毒之

と云るより出たり、注に毒
と云り、さて此より、漢語どもを多く引出て、贊申せり、

御紫宸而、德被馬蹄之所、極坐玄扈而、化照船頭之所、逮

紫宸も玄扈も、天皇の御處といふ、玄扈は、黃帝の洛水の上なる、玄扈と云石室に坐たりし時に、鳳凰圖を舍來て、授けつと云ことあるより云り、

○今云、長安志に、宣政殿北曰紫宸門、內有紫宸殿、即內衛之正殿と見え、路史後紀に、玄扈者、石室也、臨洛水、合誠圖云、帝坐玄扈洛上、大司馬容光等臨觀、鳳皇圖置前、帝再拜受と見ゆ、德は恩德にして、化は教化を云なり、さて馬蹄之所、極、船頭之所、逮とは、祈年祭祀祠に、皇大御神能、見雲志坐、四方國者云云、青海原者、棹柁不干、舟艦能至留極、大海舟滿都々氣氏、自陸往道者、荷緒結堅、兵磐根木根履佐久彌、馬爪能至留限、長道無間、立都々氣氏云云

とあるに由れり、されハ文章と漢文おれとも、文意は皇國の古典に、基つけるなり、

日浮重暉、雲散非烟、

浮と出るあり、重暉とは、光暉の明らけきをいふ、雲云とは、雲の如くにして、雲にあらき、烟の如くにして、烟にあらき、虚空よ見ゆるをいふ、謂ゆる慶雲なり、

○今云、禮斗威儀に、人君乘土而王、其政大平、則日五色無主、君乘木而王、其政昇平、則日黃中而青暈、君乘火而王、其政頌平、則日黃中而赤暈、君乘金而王、其政象平、則日黃中而白暈、君乘水而王、其政和平、則日黃中而黑暈、など見え、また瑞應圖に、景雲見者、太平之應也、一日慶雲、非氣非烟、五色網緇、謂之慶雲、なども見ゆ、

御紫宸而、德被馬蹄之所、極坐玄扈而、化照船頭之所、逮紫宸も玄扈も、天皇の御處といふ、玄扈は、黃帝の洛水の上なる、玄扈と云石室に坐たりし時に、鳳凰圖を舍來て、授けつと云ことあるより云り、

○今云、長安志に、宣政殿北曰紫宸門、內有紫宸殿、即內衛之正殿と見え、路史後紀も、玄扈者、石室也、臨洛水、合誠圖云、帝坐玄扈洛上、大司馬容光等臨觀、鳳皇圖置前、帝再拜受と見ゆ、德は恩德にして、化は教化を云なり、さて馬蹄之所極、船頭之所逮とは、祈年祭祝祠に、皇大御神能見靈志坐、四方國者云云、青海原者、棹柁不干、舟艦能至留極、大海附舟滿都々氣氏、自陸往道者、荷緒結堅、磐根木根履佐久彌氏、馬爪能至留限、長道無間、立都々氣氏、云云

とあるに由れり、されハ文章と漢文おれども、文意は皇國の古典に、基つけるなり、

日浮重暉、雲散非烟、

浮と出るあり、重暉とは、光暉の明らけきをいふ、雲云云とは、雲の如くにして、雲にあらき、烟の如くにして、烟にあらき、虚空よ見ゆるをいふ、謂ゆる慶雲なり、

○今云、禮斗威儀に、人君乘土而王、其政大平、則日五色無主、君乘木而王、其政昇平、則日黃中而青暈、君乘火而王、其政頌平、則日黃中而赤暈、君乘金而王、其政象平、則日黃中而白暈、君乘水而王、其政和平、則日黃中而黑暈、など見え、また瑞應圖に、景雲見者、太平之應也、一日慶雲、非氣非烟、五色綯縵、謂之慶雲、なとも見ゆ、

連柯拜穗之瑞、史不絶書、列烽重譯之貢、府無空月、

連柯は謂ゆる連理の樹なり、拜は莖と異よして、穗の一に合ひたる稻にて、謂ゆる嘉禾なり、下二句は、外國より参る貢使の、月々に絶間なきを云て、列烽は、常に烽を列ね構へ置て、防をする國々、重譯は譯を重ねては、言語の通えぬ遠き國々なり、然る國々も、今皆朝貢することなり、府は其貢物を納るゝ府倉なり、

○今云、文選、頽延年か、曲水詩序に、頽莖柔壽、并柯共穗之瑞、史不絶書、棧山航海、踰沙軼漢之貢、府無空月、列燧千城、通譯、万里穹居之君、内首稟朔、卉服之會、廻面受吏、とある、文を、少し換て書るなり、

可謂、名高、文命、德冠、天乙矣、

文命は夏禹、天乙は殷湯、よて、並我國の古の名高き王等なり、此まで當代を賛奉れる文にて、例の次の事を申さむ料なり、
○今按に、史紀夏本紀に、夏禹名曰文命、また殷本紀に、天乙立是爲成湯と見ゆ、
於焉、惜舊辭之誤、忤正先紀之謬、錯

此より次々、正しく此記を撰録しめ賜ひし事を演たる中に、此一節はまづ其大御心を云り、

以和銅四年九月十八日、詔臣安萬侶撰録、稗田阿禮所誦之勅語、舊辭以獻上者、

阿禮が清御原朝御世に誦習ひ置つる舊辭は、此人の口に残れるを、今安万侶朝臣に、詔命仰せて撰録しめ賜ふなり、又此よしも如此勅語のとあるを以て思へば、唯に此事を詔ひ賜ふのみにあらず、彼天武天皇の大御口づから、此

舊辭を諷誦坐て、其を阿禮に聴取しめて、諷誦坐、大御言の
まゝと誦うつし習はしめ賜へるにもあるべし。若然らば、此處に
は、殊ふ勅語のと、こと異なるべきにあらねばなり、然るを餘
の古書にも、勅語とはたゞ、大御口づから詔ひ属るを、
云る例なれば、上よは唯
其意に注し置つるあり、
謹隨詔旨字細探、

此より安万侶朝臣撰録のさまを演られたり、
然上古之時、言意並朴、敷文構句於字即難、
敷文と構句とは、二には非き、共にたゞ文に書うつすを云
かり、於字即難とは、文に書取がたきを云、さて此文をよく
味ひて、撰者のいかに、上代の意旨を違へし誤らじと、勤し
み慎まれつるほとを、推量るべく、はた書紀などのこと、漢
文を甚くかさりたるは、上代の意旨に疎かるべきことを

も、とりのつべし、

已因訓述者、詞不逮心、

己ハ盡の意なり、因訓述といハ漢字の訓を取用ひて、古語を
記せるといふ、謂ゆる眞字あり、詞ハ其因訓述たる文あり、
心ハ古語の意なり

全以音連者、事趣更長、

音といハ漢字の音と假て書るにて、謂ゆる假字あり、事趣ハ、
連ねたる文面を云あり、

是以今或一句之中、交用音訓、

今ハ宜しきほどを量りて、上の二つをまじへ用ふとあり、
或一事之内、全以訓録、

全く眞字書にて、古語は言も意も違ふことなまこと、まぬ

字のまゝに訓ひ、語の違へとも、意の違はずして、其古語の
人皆知て、馴誤ること有まじきと、また借字にて意の違へ
とも、世に徧く書馴て、人皆辨へつれハ、字には惑ふまじき
と、此等の皆簡約なる、眞字書の方を用ふるなり、一句と云、
一事と云るの、たゞ文を換たるのみ、

即辭理_{スナハレ}匡見_{コトヲシテ}以_テ注明_ス

理の即ち意なり、匡字の不可也と注して、難と同しく用ひ
たり、書紀釋に引るさて記中よ、種々の注ある中に、辭理を
明したるの假令の、訓立云多々志とある類ひなり、

意况_{コトヲシテ}易解_ス更非_ズ注_ス

非字の不の意に用ひたるなり、此例本文、また書記などに
も多し、

○今云、本傳及古史徵開題記共に、即辭理匡見、以注明意
と、九字と二句とし、况易解更非注と、六字を一句と爲た
れども、此の以注明よて句とし、意况云云と、七字を一句
と爲べし、意况の意趣と云むか如し、故今此二字を、コ、
ロノオモムキと訓り、

亦於姓_{ナリ}日下_ニ謂_フ玖沙訶_ト於名_ヲ帶_フ字_ヲ謂_フ多羅斯_ト如此_ノ類_ニ隨_フ本_ノ不改_ス
此文の於姓、玖沙訶、謂日下、於名、多羅斯、謂帶と、あるべきこと
となり、其故の、玖沙訶に日下、また多羅斯に帶と、本より書
來れるまゝに、今も改めず其字もて記すと云義なればな
り、如此之類とは、まづの長谷、春日、飛鳥、三枝などあり、なほ
此類多し、

大抵所記者、自天地開闢始、以訖于小治田御世、

此ハ全部の始終を云り、次々ハ卷々の始終を云、
故天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合尊以前、爲上卷、

神代を以て一卷とせるハ、固より然るべきものなり、命に尊、
字を書ることめづらし、此ハ後人の、書紀なるを見なきて、
字を作り、是や正しからむ、また思ふに、次文ハ、伊波禮毘古、
命には、天皇と書き、品陀天皇には、御世と書き、大雀、命ハ、
皇帝とし、小治田ハ、大宮とし、各異ハ、作る如く、此もたい、
種々に換て書るゝて、必ずしも確に、コトと云に、此字を、
用ひたるにも非、但し近きほど見得たりといふ、上野國多、
胡郡の古き碑文の寫しを見るよも、石上麻呂公を、石上尊、
と、藤原史公を、藤原尊と書り、彼碑ハ、此同し和銅四年に、
書つるなり、然ればそのかゝ、既く尊き人をは、如此稱こと、
ハ、かつくありけむ、さて然稱ハ、自らコトと云ふ當、
しく、コトハ用ひて、至貴き書れたるなるべし、然るを、
彼碑なる尊を、朝臣の意に、コトと音を取るなりともし、

云ハ、いみじき、
しひおとなり、
神倭伊波禮毘古天皇以下、品陀御世以前、爲中卷、大雀皇帝以、
下、小治田大宮以前、爲下卷、

天皇御世、皇帝大宮ハ、文と換てあやとせるなり、此中に、天皇、
と對し、御世と大宮、さて品陀、天皇の御世までを、中卷とし、大、
雀天皇の御世よりを、下卷とせるハ、自からより來つるま、
ハ、にて、殊なる意ハ有べからず、然て小治田の御世までハ、
して、結めたるゆゑハ、此御撰録ハ、阿禮ハ誦習ひつゝ、
の、御世と、錄されたる、其ハもと清御原天皇の勅語なれば、
小治田、宮、推古の御次、阿本天皇、舒明ハ、彼天皇の大御考、命、
に坐が故、憚りて其御世までハ、及ぼし賜ハさりけるな、
るべし、さる心ハ、記中にも見えたり、他、田宮、御段ハ、御子、
たちを擧たる中に、

四年四月丙子朔壬午、正五位下太朝臣安麻呂、授正五位上、
また六卷に、靈龜元年正月甲申朔癸巳、叙從四位下、また七
卷に、同二年九月乙未、爲氏長者、また九卷養老七年七月庚
午、民部卿從四位下大朝臣安麻呂卒とありて、享年見えぬ、
さて弘仁私記序、三統理平、延喜六年、日本紀竟宴歌、橘直幹、
天慶六年、同竟宴歌序、又忌部正通、口決などに、書紀を、舍人
親王と二人、詔を奉りて撰へりと云り、續紀には、親王一人
の撰と見え、安麻
呂朝臣のこ神名帳に、大和國、十市郡、皇子神、命、神社、姫皇子
命、神社、小杜神、命、神社、屋就神、命、神社、ありて、已上四神ハ、太
社、皇子神と式に見えたり、此中の小杜神命神社ハ、或云、此
神社在、多社、東南、今稱木下社、傳云、祭安麻呂と云り、然もあ
らむか、

四年四月丙子朔壬午正五位下太朝臣安麻呂授正五位上、
 また六卷に靈龜元年正月甲申朔癸巳叙從四位下、また七
 卷に同二年九月乙未爲氏長者、また九卷養老七年七月庚
 午民部卿從四位下大朝臣安麻呂卒とありて、享年見えぬ、
 さて弘仁私記序三統理平延喜六年日本紀竟宴歌橘直幹、
 天慶六年同竟宴歌序又忌部正通口決などに書紀を舍人
 親王と二人詔を奉りて撰へりと云り、續紀には親王一人
 呂朝臣のこ神名帳に大和國十市郡皇子神命神社姫皇子
 命神社小杜神命神社屋就神命神社ありて、己上四神ハ、太
 社皇子神と式に見えたり、此中の小杜神命神社ハ、或云、此
 神社在、多社東南、今稱木下社、傳云、祭安麻呂と云り、然もあ
 らむか、

古事記傳略一之卷終

序解附録

吉岡徳明述

此序に、帝紀及本辭と云、また故惟撰録帝紀、討覈舊辭と云、また勅語阿禮、令誦習帝皇日繼、及先代舊辭とある、帝紀、帝皇日繼、本辭、舊辭などに就ては、種々の説等あれど、其ハ凡て本傳の説の、大らかなるの勝れるに、及ハざる説のみあれば、今更他の説等の論らハズ、唯余が考の、本傳に異なる節々をのみ摘出て、後人の参考に備へむとす、まづ本傳に、帝紀ハ、下文に帝皇日繼とあると、同じく、御代々々の、天津日嗣を記し奉れる書なり、書紀天武天皇卷の、川島皇子等の、修撰の處も、帝紀とあり、推古天皇卷の、聖徳太子の修撰の處、また皇極天皇卷の、蘇我蝦夷が、焼つる處かとには、天皇記とあり、以上と云るハ、此序の帝紀と書紀の天皇記と、同じき事ハ、論なきもの

傳説

以上と云

から、此帝紀と、下文の帝皇日繼とと、全く同じと云れたるは、非（たゞ）と思はる、其所以ハ、帝紀も皇帝日繼も、同じく御代々々の、天津日嗣を、記し奉れる書にハあれど、帝紀天皇記など云ハ、御代々々天皇の、御傳記にして（支那の國史ハ、開ゆる本紀と云ものハ如し、）帝皇日繼と云ハ、唯其御世繼の、御名のみ序列て、御傳を記さざる、御系圖あるべく思はるハなり、（此事の、必ず然るべき由ハ、下の帝紀撰錄の處ハ、論へるを考へ合す、）若然らすハ、唯徒ハ語詞を換て、帝紀としも、帝皇日繼おと云へくも非也、また本傳ハ、本辭ハ下文ハ、先代舊辭とあると同じ、彼蝦夷ハ燒し處ハ、國記といひ、皇太子の修撰の處ハ、國記、臣連、伴造、國造、百八十部、并公民等本記と云るなど、是に當るべきハ、川島皇子等の修撰の處ハ、上古諸事とあるハ、正しく是なり、（以上傳説）と云るハ、其本辭を、書紀の國記、并臣民等本

記ハ當るべきハと云、また其舊辭と、書紀ハ上古諸事とある、正しく是なりと云れたるハ、共ハ然るべきことなるハ、本辭と舊辭と、全く同じと爲られたるハ、是も亦非（たゞ）と思はる、其所以ハ、舊辭ハ何某（なにか）となく、古に有こし事を、語り傳へたる昔物語にて、本辭ハ其中に取分て、天皇またハ臣民、國土等の本源の緣起を語り傳へたるものを、指と聞えたり、然云由ハ、卜部の、或秘書に、（此書、皆がら信へべき書とい思これねど、本辭舊辭などの扱ひふりハ、彼家に古く傳りたる説の、有しなるべく、思ハ、）卜部職掌、唯非（たゞ）稱（な）吉凶、兼、觸（ふ）從神事、若有（し）問舊辭、豈不申云云とありて、廿九條の舊辭を擧たり、其中に、
 第一 兩神生於能己侶島本辭一條、また第二 兩神生國土、肇夫婦義、火鎮祭本辭一條、（此二條ハ國記の本辭に當るへし、）また第三 不燈一火、并三神所化本辭一條、また第四 三神配定日月國主、科祓、素戔命等本辭一條、

また第五科素戔命于座置戸祓等本辭一條、また第六天神降給國
主本辭一條、第三より第六までの四條あり、また第七中臣忌部
兩氏掌下兆班幣等本辭一條、此より以下十箇條の本辭あり、主
中に天皇記の本辭、等の十六條の本辭と云ものあり、其他
の交へ出たるもあり、等の十六條の本辭と云ものあり、其他
十三條ハ凡龜大意一條ありて、本辭と云す、是唯上古の
なり、然れば舊辭とハ凡て上古の物語にて、書紀に謂ゆる、上
辭も其中の一部分にハあれど、本辭とは主と天皇臣民國土
等の、本原の縁起を説くものなり、まつ此にて、本辭と舊辭と
の差別を、一通ハ知るべきなり、然て如斯放任て本辭と云ハ、
天皇臣民國土等の、本縁を説くものなれども、此序に帝紀及
本辭と云如く、帝紀に對て、本辭と云ときハ、主と臣民の本縁
を指りと聞えて、彼或書の本辭の中なる、第六第十按古事記用口

傳本辭とある條に、此序の帝紀及本辭の文を引て、其左傍に、
帝紀及本辭と假字を點せり、然れハ此序に、本辭と云るハ、天
皇の本紀に對へて、臣民諸氏の傳紀支那の國史に謂ゆる、を
指と知るべし、然て舊辭と云ハ、上よも云る如く、凡て天皇臣
民國土等の本縁を始め、其他何某となく、上古の諸事を傳へ
たる、古昔の物語と知へきなり、如此考定たる趣を、心認置て、
此序文を見るに、苟も語字を濫用せず、語脈嚴緊にして、文意
燦然なるものなり、其ハまつ初に、朕聞諸家之所賚、帝紀及本
辭、既違正實、多加虛偽とありて、次には、故惟撰錄帝紀、討覈舊
辭、削偽定實、欲流後葉と云、また即勅語阿禮、令誦習帝紀、日繼
及先代舊辭とありて、苟も帝紀本辭と云す、其所以ハ、彼帝紀
謂ゆる、天皇も本辭、謂ゆる、國記也、其事實ハ、先代舊辭、謂ゆる、
の御傳記、天皇の傳記、也、

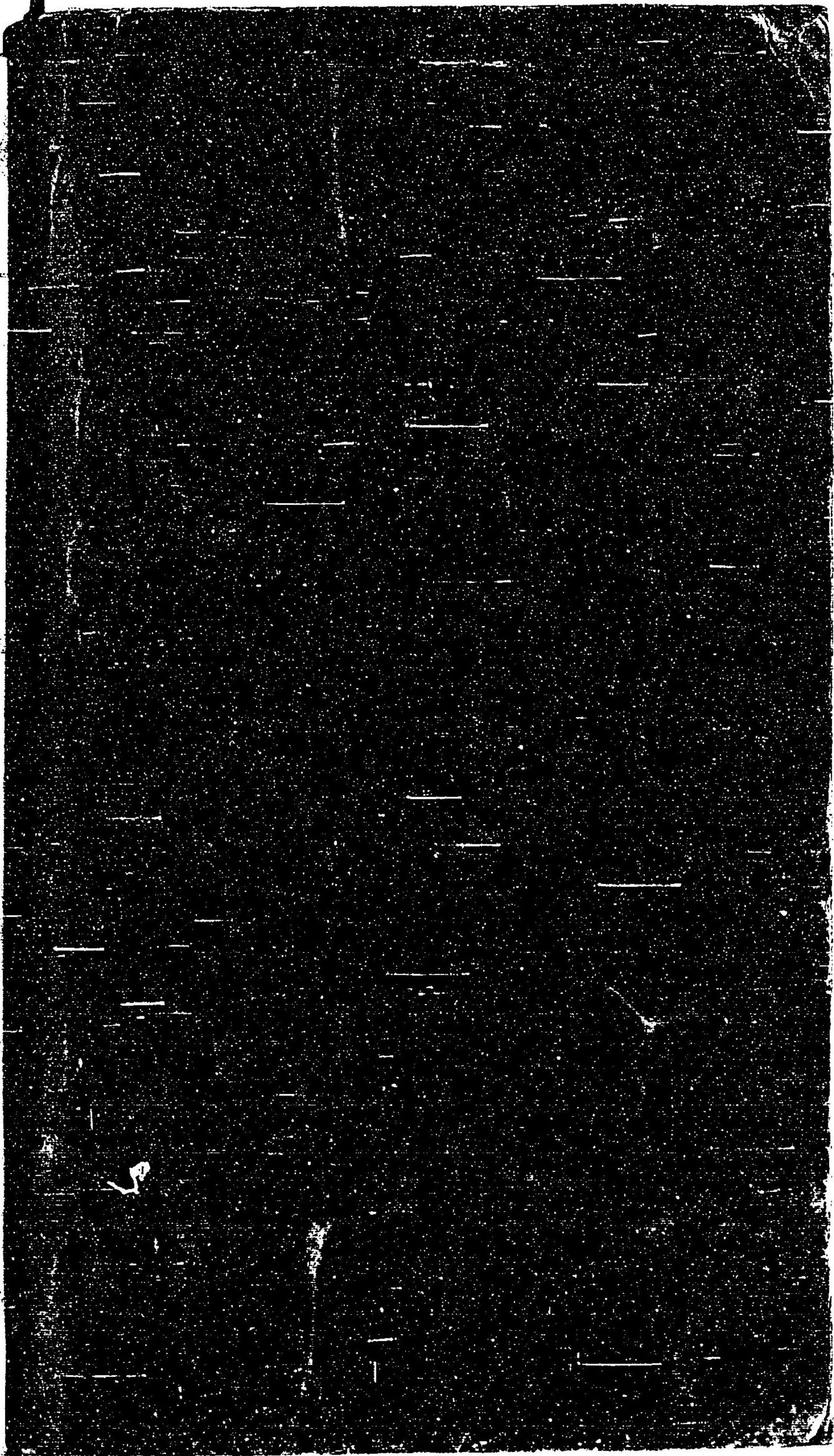
古事記傳卷之八
四十五

しと思ひ誤られたるが故なり、此の文を省けるに非ず、勅語の舊辭を撰録するが、即ち帝紀なればなり、若果して帝紀と、帝皇日繼と同じからば、此記は全く天武天皇の御撰にして、其を阿禮か誦りしを、安万侶朝臣の、聞書せられたのみ、然るの勅語の舊辭を撰録すといふ、云可らざるものをや、此のものがえせ考にあれば、参考の爲よもとして録し置つるを、後人尙能考定めてよかし穴賢

明治十八年十月十四日

方
說
傳

東泉園書				
三	一	五		
冊	号	架	函	局



吉岡德明著

古事記傳略二之卷

第一回

此書一之卷ハ総論等ノ六條并序文ノ傳ナルガ六條ノ傳畧ハ既ニ成タル序文ノ傳ノ如キハ
例言ニモアル如ク本傳ハ甚簡畧ニ過タルヲ以テ今度詳解ヲ加ヘント爲ルカ故ニ若干ノ日次
ヲ費サシムルヲ得ヌ且亦見客ノ便宜モアルベシ之卷ハ終ヘ回シ第一回ハ二之卷本文ノ傳畧ニ
リ發見ス

明治十六年十月十六日出版 御届

定價金五拾錢

編輯人

茨城縣平民

吉

岡 德 明

東京赤坂區赤坂北町
三丁目七十一番地

出版人

東京府士族

大 關

克

同小石川區小石川久堅町
百二十二番地

賣捌所

大

東 社

同南豐嶋郡原宿村
六十番地

古事記傳畧

例 言

此書は大概古事記傳を節畧して鈴屋大人のいまた考へ
得ずと云置れたることは古史徵并傳を始めその他古今
を撰ばずおのが考といへとも如此あらむかと思ふほど
は注しつ
傳の説といへとも今にして誰もいかにぞやとおもふと
とは都て取却て其捨られたる説によろしきものあれ
は之を舉げまは他説の是ぞよろしからむと思ふものと
注して後人の参考に備ふ

一凡て他説を注すには必だ細注に○を加へて本傳の細注
に別ち書名人名等を記せり中には本傳に一字を低て本

注と爲たるも稀にはあり
一凡て他説を載るに其人各書名を記憶せざるものは或人
或説と記せり記さざるものは己が説なれども其中には
他説と同じきもあるべし其は己がいたまた見聞せざるの
み必き他説を竊むとな思ひ給ひを
一總論等の中には皇國上古文字の有無またハ紀記二典の
論ひかど古今其是非の定まらざる事に係れることは凡
て省きつまた本序の解は甚簡畧に過てことのおきらめ
難き節も少なからず故今傳畧の題意に違ふといへども
選て之を詳細に爲むことを勉む

明治十六年十月

よしむかのりあきまゐるす

古事記傳畧二之卷

本居 豊 穎

同檢閲

本居宣長謹撰

皇典講究所教師

吉 岡 徳 明 恐々畧

天地初發之時於高天原成神名天之御中主神訓高下天云次
高御産巢日神次神産巢日神此三柱神者並獨神成坐而隱身カミミ
也

天は虚空の上に在て天神たちの坐ます御國なり地はも
と泥土の堅まりて國土と成れるより云る名なる故に小
くも大きにも言り小くはたゞ一撮の土をいひ又廣く
海に對へて陸地とも云を天に對へて天地と云ときはな
は大きにして海をも包たり姓氏録に海神の子孫の氏々
をも地祇部に収られたる是

地には海をも、さて正しく阿米都知と云、言の物に見えた
包たる故なり、さて正しく阿米都知と云、言の物に見えた
るは、万葉廿三丁防人歌に、阿米都之乃、以都例乃可美乎云
云、又一丁、阿米都之乃可美爾、奴佐於伎、トハ云るなるべし
又五丁、阿米幣由迦婆、奈何麻爾麻爾都智、奈良婆、大王伊麻
周、かきあり、○初發之時は、万葉二七丁、天地之初時之云云、
又十三丁、乾坤之初時從云云、又書紀、孝德天皇御卷に、與天
地之初云云などある、これら天地乃波自米と云る、古言の
據なり、此に發字を連ねて書るもたゞ初の意なり、さてか
く天地之初發と云るはたゞ先、此世の初を、大かたに云る
文にして、此處は必しも天と地との成れるを指て云るに
は非き、天と地との成れる初は、次の文にあればあり、○高
天原は、すあはち天あり、原とは廣く平らなる處をいふ、

海原野原、河原葦原、あとの如く、万葉歌には、國原ともあり、
かゝれば天をも天原とは云なり、さて其に高てふ言を添
て、高天原としも云は、其天にして有る事を、此國土にて語
るとき、の稱なり、されば天照大御神の、天石屋に隠坐る處
の御言、天原、自また書紀の須佐之男命の、天に上坐時、また
御誓の處の、天照大御神の御言、必當奉我天原云云、なごに
は皆たゞ天原とあり、其は天にして詔ふ御言なるが故か
り、然るに書紀神代下卷に、同大御神の、吾高天原と詔へる
處の、一あるは、撰者の何心もなく、書れたるか、いかにも
われ、たゞ此一をもて、なべてを疑ふべきにあらず、多きに就
て、決むべきもの予、また此國土にして、万葉歌などに、天原
ふりさけ見れば、とよめるは、後のことなる、此等の餘、この
べし、神代の御典などには、見えぬことなり、
國土より云る處になむ、高天原とはある、凡て古文は、かゝ
ることのいと正しきなり、○成は、那理麻世流と訓べし、那

流と云言に三の別あり、一には無りと物の生り出るをいふ、人の産生を、神の成坐と云は、其意なり、二には此物の變て彼物に化をいふ、三には作事の成終るをいふ、○神名は、迦微能美那波と訓べし、凡て迦微とは、古御典等に見えたる、天地の諸の神等を始めて、其を祀れる社の御靈をも申し、また人はさらにもいはせ、鳥獸、木草のたぐひ、海山など、其餘何にまれ、尋常ならせ、俊れたる徳のありて、可畏き物と、迦微とは云なり、抑も迦微は、かく種々にて、貴きも、賤きも、強きも、弱きも、善きも、惡きもありて、心も、行もとりくべし、あれば、大かた一むきに定めては、論ひがたき物になむわりける、ましていと尊く勝れたる、神等の御上に至りては、いとく、妙に靈く奇しくなむ坐ませば、更に人の

小き智、以て、其理などちへのひとへと、測り知らるべき事に非せ、たゞ其尊きを崇とみ、可畏きと畏みてぞあるべき、カミに神字を當たるは、よく當れり、但しカミといふは、昧言なれば、たゞに其物を指して云のみにして、其事、其徳などを指して、云こと、の無きを、漢國にて神とい、物を指して云のみならず、其事、其徳、あどをさして、云と、昧にも用にも云り、たどへば、かの國書に、神道と云る、の、測りがたくあやしき道を、云ことにて、其道の外に、神と云、物あるに、非ず、然るを皇國にて、カミ、ノ、ミ、チ、と云は、神の、始めたまひ、行ひたまふ道と、云ことにて、ころあれ、其道の、さまを、カミと云ことばなし、書紀に、神、御、神、龜、など、あ、る、神、字、は、漢、文、の、意、に、其、徳、を、さして、云るにて、あやしき、劍、あやしき、龜、と、云ことば、なれば、カミとは、訓、名、といふ言の義は、遠、飛、鳥、官、段、の、氏、々、名、々、と、べからず、ある下に云べし、○天之御中主神の御中は、真中と云むが如し、天のみならず、國之御中、里之御中、あとも、万葉歌にあり、また毛那加と云も、真中の轉れるにて、天武天皇御紀に、天中央とあり、此字を以て、此の御主、大人と、同言にて、宇

天中央とあり、此字を以て、此の御主、大人と、同言にて、宇

斯波久と云も、其處の主として領居ることなり、宇斯波久
 十四に、されは此神は、天真中に坐、まして、世中の宇斯たる
 委いふ、神と申す意の御名あるべし、○次は都藝にて、都具といふ
 用語の體言に成るなり、都具は都豆久とも同音あれば、
 都藝も都豆伎と云に同じ、さて其に縦横の別あり、縦は假
 令は、父の後を子の嗣たぐひなり、横は兄の次に弟の生る
 いたぐひあり、記中に次とあるは、皆此横の意なり、されば
 今此なると始めて、下に次妹伊邪那美神とある次まで、皆
 同時にして、指續ぎ次第に成、坐ること、兄弟の次序の如し、
 ○高御産巢日神は、書紀に高皇産靈尊、皇産靈此云美武須
 毘、また古語拾遺に古語多賀美武須比、また新撰姓氏錄に、
 高爾牟須比命、なごあるを以て、訓を知べし、神産巢日神は、

書紀には、神皇産靈尊とあり、皇てふ一言多し、姓氏錄に
 と作る處、此時は神字迦牟と訓べし、然るに延喜式出雲國
 造神賀辭に、高御魂神魂命、また祈年祭詞にも、神魂高御魂、
 また御巫祭神八座の中なるも、神産日神、高御産日神、三代
 二卷に出たる、とある此等に、此二柱を並擧たるに、何れも
 是に同じ、神魂の方には、御字なし、此時は神字迦微と訓べし、神のミ
 具れ、凡て古言に、同音の二つ重かるをは、約めて、一つに云
 例あり、御名義は、高御も神御も稱辭なり、産巢日は、字と皆
 借字にて、産巢は生なり、其は男子女子、また苔の牟須な
 と云牟須にて、物の成出るをいふ、されば産字は正字と
 此字を書は、宇日は書紀に、産靈と書れたる靈、字よく當れ
 牟てふ言なり、見ても可しさて牟に
 り、凡て物の靈異あるを、比といふ、も是れなり、高天原に坐

ます天照大御神と此地より瞻望奉りて日と申すも天地
間に比類なく最靈異に坐が故の御名なり比古比賣など
の比も靈異なる由の美稱なりまた禍津日直毘などの毘
も此意なりされば産靈とは凡て物を生成すことこの靈異
なる神靈を申すあり此外に火産靈和久産巢日玉留産日
生産日足産日角凝魂かぞ申す御名も牟須毘の意みも同
じさて世間に有とある此天地と始めて萬の物も事も悉
にみな此二柱の産靈に資て成出るものあり然れば世に
神はとも多に坐とも此神は殊に尊く坐まらして産靈の御
徳申も更なれば有が中にも仰ぎ奉るべく崇き奉るべき
神になむ坐けるさて古語拾遺には此二柱を神魯伎命神
魯美命と稱せりまた和名抄には産靈と標て无須比乃加

美とあり書記神武天皇御卷に天皇大御身づから顯齋し
て高皇産靈尊と祭り賜ひまた鳥見山中に祭庭を構て皇
祖天神と祭り賜ひこと見えたり神名帳に神祇官坐御
巫祭神八座並大月の首に神産日神高御産日神とあり此
八座の神等を祭給ふことは神倭伊波禮毘古天皇の御世
より始まりつること古語拾遺に見ゆ此餘にも此神を祭
れる社は神名帳に山城國乙訓郡羽束師坐高御産日神社
大月次新嘗 大和國添上郡宇奈太理坐高御魂神社大月次相嘗
皇御紀に新羅調を奉りたまへる五社の中に菟名足とわ
るは此社なりまた三代實錄に法華寺薦枕高御産栖日神
とありて正三位また從二位を 十市郡目原坐高御魂神社
授奉りたまひし也此社なり 二座並大月次新嘗對馬國下縣郡高御魂神社名神 山城國風土記
に久世郡水渡社名天照高彌牟須比命和多都彌豐玉比賣

命、神名式に、水度神 三代實錄十に、大和國神皇產靈神と
 見えたり、○三柱は、凡て古は、神をも人とも數へては、幾柱
 と云へり、神は本よりのことにて、皇子等ナギなどを然云る、
 記中常のことなり、や、後には、三代實錄十、清和天皇の大
 命に、大政大臣一柱と詔たまひ、空穗物語藤原に、大將なる
 人の、女等の事を云に、今一柱はと云り、皆貴人のうへのと
 とあり、稱徳天皇御紀の宣命には、二所乃天皇とあり、中世
 の俗言に、御一方御 ○並は、美那と訓べし、併也、比也、借也、
 二方と云が如し ○並は、美那と訓べし、併也、比也、借也、
 せり、是をナラヒニと訓 ○獨神とい、次々の女男耦て成坐
 は、古の語にまにあらず、 ○獨神とい、次々の女男耦て成坐
 る神等と別ちて、唯一柱づつ成坐て、配坐神無きを申すあ
 り、○隱身也とは、御身の隱りて、所見たまはぬを云なり、
 形、御
 跡の無きを、かく言と心得るは、後世のなまきかしらなり、
 少名毘古那神の事を、神產巢日命の、自我手候久伎斯子也

と、解へるを思ふべし、御身無くて、御手のあるべきかは、凡
 て神代の故事を、假の寓言の如く見るは、例の漢意の癖に
 して、甚く古の傳、かくて此神等は、天地よりも先だちて成、
 への意に背けり、かくて此神等は、天地よりも先だちて成、
 坐つれば、天地の成ることは、此次にあれば、此神たち
 虚空の中に成坐けむを、於高天原成としも云るは、後に天
 地成ては、其成坐りし處、其高天原になりて、後までも其處
 に坐ます、神なるが故なり、元來高天原ありて、其處、書紀、一
 書日、天地初判始有俱生之神云云、又曰高天原所生神名曰
 天御中主尊、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊、
 次國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣琉之時、琉字以上、如羣
 牙因萌騰之物而成神名、宇麻志阿斯訶備比古遲神、此神名、次
 天之常立神、訓、立、云、多、知、此、二、柱、神、亦、獨、神、成、坐、而、隱、身、也、上
 件五柱神者、別天神、

次は下の成神へ係れり、國雅云云へ係、前後みな次某神とある例なるを、此は其成坐る由縁より云、故に文の隔れるなり。○國雅は久邇和訶伎と訓べし、書紀に和訶にみな此し此記には凡て和訶には若字を用ひて稚を書、和訶志とる例なけれども、他に訓べき言を未思ひ得ず。は凡て物の未成りと、のはざるを云て、書記なごに幼字をも訓み、中昔の物語書などにも、人の幼稚きと云ると多く、万葉に、三日月を若月とも書き、推古天皇の御紀には、肝稚と云ことも見えたり、また物の壯に美麗き方に云類なり、此は未成と、のはぬを云と、は甚。○浮脂ハ浮雲、浮草など、云類の稱にて、物の脂の水に浮べるを、かく稱ふなり、ウカベルアブラ、脂ハ和名抄に、形、脂膏、和名阿布良、また燈火油、四聲字苑云、油、走、麻、取、脂也、和名阿布良とあり、

抑此段は、天地の成る初發と云るにて、先其初に、此物の一叢生出たるなり、此を如浮脂と譬へたるは、た其漂蕩へる物と謂には非ず、書紀の傳には、魚。○久羅下那洲は、多陀用幣琉の枕詞あり、久羅下は、和名抄に、崔禹錫食經云、海月一名水母、貌似月、在海中、故以各之、和名久良介とあり、那洲は如くと云意にて、吾徒稻掛、大平が似すなるべしと云る、然もあるべし、さて歌ならぬたゞの辭に、枕詞を置く例は、書紀、神代卷に、真髮觸奇稻田媛、また神功皇后、卷に、幡荻穗出吾也、また天疎向津媛命、また履中天皇、卷に、鳥往來羽田之汝妹、また三代實錄に、薦枕高御産巢日神など、古は多かり、○多陀用幣琉は、書紀に漂蕩とある、此字の如し、万葉にも此字を書り、琉下なる之字、讀べからず、さて此物のかく

漂蕩ひたるは、如何ある處にかと云に、虛空中なり、書紀に、
 虛中とあるにて知べし、書紀一書に、天地初判、一物在、かく
 て此漂蕩へりし物は、何ぞと云に、是即天地に成るべき物
 にして、其天に成べき物と、地に成べき物と、未分れき一に
 滑りて、池がれたるなり、書紀一書に、天地混成之時とある
 是なり、○註に以音とあるハ、其字の意とは取らき、唯音の
 みを借用するをいふ、即假字なり、以は用の意なり、モチフと
 ○如葦牙とば、葦は和名抄に、蘆葦兼名苑云、葦一名葦、爾雅
 注云、一名蘆、和名阿之と見ゆ、葦牙は阿斯訶備と訓べし、書紀
 にも然訓り、但し備を滑りて伊の如く讀はわろし、また阿
 を濁るもわろし成坐る神、御名の訶備にて、滑濁炳焉し、葦
 のかつく、生初たるを云名なり、牙字は芽と通へり、和名
 抄に玉篇云、蘆、莢也、莢、蘆之初生也、和名何之豆乃とある、葦

初生るを、角クムと云、是葦牙なり、さて如とは、此は其物の
 故に葦角とも云なり、形の葦牙に似たるなり、此に因て成坐る、神の御名にとも、
 負せ奉、とて以て、其いとよく似たりけむは、をを知べし、○
 萌騰之物は、母延阿賀流母能と訓べし、之、字讀べ万葉十丁八
 に、春楊者、目生來鴨、また此河楊波、毛延爾家留可聞などよ
 めり、阿賀流てふ言は、書紀、神武天皇、卷一、一柱騰宮、此云阿
 斯毘苔徒、較、餓離能宮などあり、物は天と成べき物なり、と
 て此物は、何處より萌騰りしと云に、彼、虛空中に、漂蕩へ
 る物の中より、出たるあり、かくて此は天の始にて、如此萌
 騰りて、終に天とは成れるなり、地と成べき物は、遺り留り
 て、後に地と成れるあれば、是正しく、天地の分れたるなり、書
 紀一書に、有物若葦牙、生於空中、因此化神號、天常立尊、次

可美葦牙彦舅尊、又有物若浮膏生於空中、因此化神號國
常立尊、尊とある、此に葦牙の如くある物に因て、成坐る神は、天
常立尊、浮脂の如くある物に因て、成坐る神は、國常立尊と
申すを以て、天地と分れ初たることを知べし、但し此には
ある物と、葦牙の如くなる物と、本より別に生れるさまに
云るは、いさゝか異なる傳なり、されど天と地との分れた
ることは、此傳にて殊然るを、此を天の初め、此を地の初め
に著明く問えたり、
なと、きはやかになさかしくは言せしめて、只其時神の成坐る
由縁につきて、如此かたらかに語り傳へたるは、實にのど
やかなる、上代の傳語にて、いともく貴くなむありける、
さて如此天地の成れるも、悉に二柱の産巢日大神の産靈に
よらずと云ことをなし、書紀、顯宗天皇卷に、三年春二月、阿閉臣
事代、使于任那月、神着人謂曰、我祖高皇產靈、有預餘造天

地之功、宜以民地、奉我月神、若依請獻、我當福慶、事代由是
還京、具奏、奉以歌荒樺田、歌荒樺田、在山城國葛野郡壹伎縣主、先祖押見
宿禰、侍祠云云、夏四月、日神着人、謂阿閉臣事代曰、以磐余
田、獻我祖高皇產靈、事代便奏、依神乞獻田四十町、對馬下
縣直侍祠、とあるを思ふべし、○因は從と云と同意にて、
此萌騰る物より生出坐すなり、此、因、字は、如、字の、上にある意なり、○成神は
次なる二柱なり、其故は上に引る、書紀一書に、有物若葦牙、
生於空中、因此化神號天、常立尊、次可美葦牙彦舅尊云云と
見え、國常立尊の生坐るは、別なり、また此記の趣も、此二柱
以上を、別天神として、段を結めたり、○宇麻志阿斯訶備比
古遲神は、書紀に、可美葦牙彦舅尊とあり、宇麻志は、美稱あ
り、其は心にも、目にも、耳にも、口にも、美きをは皆讚て云言

にして書紀に、可^レ怜^ク小^ナ汀^ト、可^レ怜^ク御^ノ路^ト、可^レ怜^ク國^ノなごも
あり、人^ノの美^シ稱^ハには、白^ク禱^ス原^ノ宮^ニ、段^ノに、宇^マ摩^シ志^シ麻^シ運^シ命^ト、また塚^ノ原^ノ
宮^ニ、段^ノに、味^シ師^ノ内^ノ宿^シ禰^ト、また書^ノ紀^ニ、崇^シ神^ノ天^ノ皇^ノ卷^ニに、甘^シ味^シ韓^シ日^ノ狹^ク
と云^ハあり、万葉三に見えたる、吉野、人味、稻と云を、懐風藻に
は、美、稻と作り、宇麻志てふ言には、美、宇よく當れ
り、阿^ス斯^シ訶^ヒ備^ヒは、上^ニに云^ハるが如^シし、比^レ古^ハは、男^トと稱^シ、美^テて云^ハ稱^ニ
て、遲^ハは男^ヲを尊^ミみて云^ハ稱^{ナリ}なり、書^ノ紀^ノの塩^シ土^ノ老^シ翁^トなごの遲^ハ
是^{ナリ}なり、また父^ノの知^ナごも是^{ナリ}あり、明^ノ宮^ノ段^ノの國^ノ栖^シ人^ノの歌^ニに、
麻^シ呂^シ賀^シ知^シとある知^チこれあり、さて此^ノ神^ノハ、葦^シ牙^トの如^クなる
物^ニに因^リて、成^シ坐^スる故^ニに、如^シ此^ノ御^ノ名^ヲを稱^シへ奉^ルるなり、○天^ノ之^ノ
常^ニ立^シ神^ノハ、姓^ノ氏^ノ錄^ニに、天^ノ底^ニ立^シ尊^トとあり、また國^ノ之^ノ常^ニ立^シ神^ヲを、書^ノ
紀^ノ一^ノ書^ニに、國^ノ底^ニ立^シ尊^トとあり、かゝれハ御^ノ名^ヲ義^ヲ登^シ許^シは曾^シ許^トと
通^ヒて同^シじ、凡^テて底^トハ、上^ニ下^ニ縦^シ横^シ、至^リ極^スまる處^ヲを、何^カ方^ニに

ても云^ハり、万^ノ葉^ノ十五^ニに、安^シ米^シ都^シ知^シ乃^シ曾^シ許^シ比^シ能^シ宇^シ良^シ爾^ト、内、良、比、
ふに、とあるを以て、天にも云べきことを知べし、
紫式部日記
同^シじ、とあるを以て、天^ニにも云^ハべきことを知^レべし、
ひも知らず、海^ニらあると云^ハるも、限^ルもなく、また六^ニに、筑^シ紫^シ爾^ト
と云^ハに同^シじ、源^ノ氏^ノ物^ノ語^ノなどにも此^ノ詞^ヲあり、また六^ニに、筑^シ紫^シ爾^ト
至^リ、山^ノ乃^シ曾^シ伎^シ野^シ之^シ衣^シ寸^シ見^シ世^シ常^シ伴^シ部^シ乎^シ班^シ遣^シ之^トとある、曾^シ伎^シも
極^スみを云^ハて、同^シじことなり、また四^ニに、天^ノ雲^ノ乃^シ遠^シ隔^シ乃^シ極^シ、遠^シ鷄^ト
跡^シ裳^ト、また九^ニに、天^ノ雲^ノ乃^シ退^シ部^ノ乃^シ限^ト、此等の遠隔退部、今本は訓
を誤れり、次に引る歌にて
知^レべ、また十七^ニに、山^ノ河^ノ乃^シ曾^シ伎^シ敝^シ乎^シ登^シ保^シ美^ト、また十九^ニに、天^ノ雲^ノ
能^シ曾^シ伎^シ敝^シ能^シ伎^シ波^シ美^ト、此二歌の敝
は方なり、また三^ニに、天^ノ雲^ノ乃^シ曾^シ久^シ敝^シ能^シ
極^スともあり、曾^シ許^シの許^トと、彼^ノ處^ニ此^ノ處^ニあごの處^ニにて、曾^シ伎^シ處^ノ
意^{ナリ}なり、立^ハは都^ノ知^トと通^ヒて同^シじ、書^ノ紀^ニに、國^ノ狹^ク槌^シ尊^トを、亦^テ曰^ク國^ノ
狹^ク立^シ尊^トとある是^{ナリ}なり、凡^テて神^ノ名^ニに、某^ノ豆^ノ知^トと云^ハ多^シし、然^レれハ
此^ノ御^ノ名^ハ、常^ニ立^シは借^リ字^ニにて、天^ノ之^ノ底^ニ之^ノ舅^トなり、○此^ノ二^ノ柱^ノ神^ノ亦

云云は舊印本また一本に神の下に足字あるは衍なり、今は延佳本また一本などに無きに従ひつ元々集に引るにもなきなり○上件は加美能久陀理と訓べし書紀推古天皇卷に初章徳聖皇子命の十七條憲法のとある此訓古言なり大和物語に中の第一條のことなりとある此訓古言なり大和物語にかむのくたり啓せさせけりなきあり此もカミノクダリ中昔より音便に願れたるなり宇治拾遺物語にはありのくだりの事と申してけりとも云り○勝天神は許登阿麻都迦微と訓べし書紀の傳々に多く國之常立神を以て最初ハカの神として此五柱天神を擧ざるはたゞ此國土の方に成坐る神をのみ申傳へて天上に成坐るをは別なる神として畧きたるものなりさて上に於高天原成神とあるは上件五柱にわたれる言なり此に如此天神とあるを以て

知べし

次成神名國之常立神訓常立次豐雲上野神此二柱神亦獨神

成坐而隱身也

國之常立神の御名義は天之常立神に准へて知べし此御之を畧きてクニトコナチと申すは非あり書紀に之字を畧きて書れたるは彼紀の例として簡字にせるものにて之字の多くは讀附べく書れたり然るを後世には古言をば尋むものとも思はずたゞ文字と理とのさたをのみ旨とするから如此き讀法も漫になれり抑神御名などは殊に註をいさゝかも詭なく讀奉るべきわざなるをや此記に訓注を加へ誦聲の上り下りをさて書記には國常立尊次國狹維尊次豐斟淳尊とありて此紀の傳と異なり此記には國之狹土神さて此國之常立神より伊邪那美神は後に別段にありさて此國之常立神より伊邪那美神まで十二柱の成坐る由縁は如何と云に先上ある阿斯訶備比古遲神天之常立神二柱は天の始なる葦牙の如くな

る物に因て成坐て、天神なり次に國之常立神より以下の神等は、かの如浮脂物の中の地と成るべき物に因て成坐るなり、書紀一書に、又有物如浮膏、生於空中、因此化神号、國常立神と見え、天之常立に對て、國之常立と申す御名も、地に依れ、ばあり、○豐雲野神の御名義は、豐は物の多に、て、足ひ饒なる意の言にて、稱辭なり、雲野は、字は借字にて、久毛は、久牟、久美、久比、許理、など、通ひて、物の集り凝る意と、初芽す意とを、兼たる言にて、此二意また、かのづから相通へり、物集り凝て、物の形は成ものなればなり、野は怒と訓て、沼の意なるべし、凡て野をば、古は怒と云り、されば久毛とは、彼、如浮脂物の、沌凝り生て、國土と成べき、初芽ある由をいひ、怒とは其物を指ていふ、かの國土と成べき物は、

潮に泥の滑りたる物なればなり、凡て水の滑れる處を、沼と云り、○獨神云云は、上の如く、書紀は、獨神成坐ると、女男神偶て成坐るとを分て、此までを一段とせられたるを、此記は、神世七代と云を、一段として、此處をは下へ續けたり、次成神名、宇比地邇、神、次妹須比智邇、去神、此二神、次角杙神、次妹活杙神、柱、次意富斗能地神、次妹大斗乃辨神、此二神名、次、淤母陀琉神、次妹阿夜、上訶志古泥神、此二神名、次伊邪那岐神、次妹伊邪那美神、此二神名、亦、上件自國之常立神以下、伊邪那美神以前、并稱神世七代、上二柱、獨神、各云一代、次雙、宇比地邇神、次妹須比智邇神は、書紀に、埜土、煮尊、沙土、煮尊と書て、埜土、此云、于毘尼、沙土、此云、須毘尼、と注されたり、されば、埜土とは、かの如浮脂物の、潮と土と混淆て、未分れざ

るをいひ、水と土と和り、沙土とは、其潮と土と漸分れたるを
いふ、沙字を書れたるは、水旁之地と師の説に、宇は浮なり、
須は沈なり、注せる意を取られたるなるべし、比地は泥ありと云れたり、和名抄に、
泥、和名比知利古、一云古比千と見ゆ、後、歌に、多く戀路次妹
とは、此より五世の神等ハ、各女男雙坐れども、男神は先だ
ち、女神は稍後れて、生坐る故に、次と云なり、妹は伊毛と訓
べし、和名抄に、伊毛字止とあるは、伊毛とは、古夫婦にまれ、
兄弟にまれ、故人に、後のことなり、伊毛とは、古夫婦にまれ、
て云、稱なり、故に記中の例、兄弟を擧るに、兄と妹となれば、
は云、阿遲、高日子根、神、次、妹、高比賣、命といひ、姉石長比
賣、其弟木花之佐久夜毘賣と云るが如し、心を著べし、古の
定まりと見えたり、兄、男、以、女、稱、妹、とありて、男より、姉をも妹
と云しと見ゆ、○今按されども、尊みてはなほ、然るを妹
ニアチといひ、イモセは親みいふ方なるべし、

字をしも書は、此稱に正しく當れる字の無き故に、姑く兄
弟の間の、伊毛の字に當たるなり、ゆめ此妹字に泥みて、言
の本義を勿誤りそ、さて是より、淤母陀琉訶志古泥神まで
は、たゞ女男雙坐るを以て、女神とは妹と申すなり、嫁の事
は、未始まらざる時なれば、妻の謂には非き、さて男神、御名
の、邇、下なる上、字は邇を上聲に誦めとなり、女神、御名の、邇
下なる去、字ハ、下聲に誦めとなり、書紀、私記に、問、此、二神、御
名、煮、同、字、也、何故有變聲之讀哉、答、是據古事記、上、煮、字、讀、上
聲、下、煮、字、讀、去、聲、其由雖未詳、如此之神名、皆以上古、口傳、所
注、置、也、と云り、を守りて、かばかりの讀聲をも、漫にはせざ
りしこと知べし、近世にたい理説をのみ、主と、○角代、神、活
する學者も、かゝることを少しはおもふべし、代、神、は、角、は、都、怒、と、訓、べし、角、臣、を、此、記、に、都、奴、臣、と、作、る、な

ぞを以て知べし、御名義は、凡て物のわづかに生初て、たど
 へば尾頭手足などの分らば、未生ざる形を、都怒といふ、杓
 は借字にて、久比は、久牟、久美、許理など、通ひて、物の
 初て芽し生意の言あり、芽具牟、涙具牟などの、具牟に同じ、
 されば都怒具比とは、神の御形の生初たまへる由なり、
 どの生初るを、角具牟と、活杓は、生活動き初る由の御名を
 云は、此神名と全同じ、
 〇註に二柱とあるは、此二柱雙坐て、
 一書には、此二柱なり、
 〇註に二柱とあるは、此二柱雙坐て、
 一世ありと知せたるあり、前後の四世には、此注なくして、
 な、此二神名以音と云注あるを、此〇意富斗能地神、大斗乃
 にはたま々々然る注なき故也、
 〇意富斗能地神、大斗乃
 辨神は、意富は稱辭なり、女神の方の大斗字も、本は意富とあ
 べし、此二神名亦以音と注せれば、斗は處なり、凡て處を斗
 大斗字にはあるまじきことなり、斗は處なり、凡て處を斗
 といふ例多し、立處、伏處、被處などの如し、弘仁私記序に、古

語謂居住爲止とあるも、處の意より出たり、能は之てふ辭
 なり、地は上の比古運の遲に同じ、辨は男神の地に對て、女
 を尊む稱なり、百師木伊呂辨、明宮、八坂振天某邊、書紀崇神
 なさいふ名の辨も是なり、また級長戸邊、荒河刀辨、対幡刀
 辨なさいふ、刀辨の辨も同じ、また其刀辨を度賣とも云り、
 かゝれば此二柱の御名は、かの地と成べき物の凝て、國處
 の成れる由にて、其に女男の尊稱を附たるなり、〇淤母陀
 琉神は、書紀に面足尊と書れたり、此字の意の御名なり、万
 葉二丁に、天地日月與共滿將行神乃御面跡云云、また九
 三丁に、望月之滿有面輪二云云とありて、面の足と云は、不
 四丁に、望月之滿有面輪二云云とありて、面の足と云は、不
 足處なく、具りと、のへるといふ、〇阿夜訶志古泥神は、阿
 夜は驚て歎聲なり、皇極天皇御紀に、咄嗟と阿夜とも、夜阿

とも訓り、また阿夜爾云云とも云り、アヤニ畏し、アヤニ戀
 類なまた奇し危しなとも、歎て阿夜と云る、より出たる
 言なり、また阿那も阿夜と通へり、阿那貴、阿那戀し、などの
 卷に吳織穴織とあるを、雄略天皇卷には、漢阿那可畏は、阿
 織吳織とあり、是阿夜阿那同じき證なり、
 夜可畏と全同じ、訶志古は、古書に、畏可畏恐惶懼などの字
 を書て、おそる、意なり、また賢をも智あるをも、カシコシ
 りてい、さて阿夜爾可畏しと云ときは、猶ゆるやかなるを、阿
 ふなり、
 夜可畏と云も、其可畏きに觸て、直に歎く言なれば、いよよ
 切なり、泥は男をも女をも尊む稱なり、其を名兄の約りたる
 言なるべし、兄は女男にわたる稱なり、同じ兄字を書て、那
 泥、伊呂泥、宿禰、なごの泥も是なり、さて此御名は、神の御面
 の、満足せるを以て、其を望めば、可畏み敬はる、意を以て、

負せ奉りとなり、書紀には、惶根尊とありて、亦曰吾屋惶根
 尊云云とあり、○伊邪那岐神、伊邪那美神の、御名義は、書紀
 口決に、伊井は誘語といひ、師説も其意に云れき、信に此二
 柱、神遷合して、神人万物を、生成さむとして、互に誘ひ催し
 賜へる意、然もあるべし、岐と美と相對へる例は、神漏岐、神
 漏美、これなり、○以下以前などは、漢文よして此國の言に
 非せ、故以下をば、志母以前をば、麻傳と訓べし、○井、字延佳
 本に、並と作るは、非なり、○神世七代は、後、五代の神代に、言
 りと稱の遺れるなり、其は人代となりて後に、鴨草、草葺不
 合、命の御時までを申す如くに、五代の神代の時には、また
 此七代と、神世と申せしなり、信に此七代は、天地の初發の
 時にして、神の状も世のさまも、また甚く異なりしぞか、

於是天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修理固成
是多陀用幣流之國賜天沼矛而言依賜也故二柱神立訓立云
多志
天浮橋而指下其沼矛以畫者鹽許袁呂許袁呂邇此七字畫鳴
訓鳴云而引上時自其矛末垂落之鹽累積成島是淤能基呂島
那志
自淤以下
四字以音

天神諸とは初段に見えたる五柱天神なり諸は天神に属
字を舊本にも元々集に引たるに天石屋の段に八百万神
も踏と作るは寫し誤れるなり
諸矣また中卷倭建命の段に后等及御子等諸下到而云云
また孝謙天皇御紀皇太后の宣命に汝多知諸者吾近姪奈利
また稱徳天皇御紀の宣命に天下能人民諸乎感賜云云な
とある是等と同ト例にて古語の用さまなり○命以の命
は御言なり式の祝詞に天津神能御言以互更量給互云云
などある例以て知べし即命字の
意なり是を神の御名に某命と
申す命の意に見るは誤なり以は母知互と訓べし○伊邪
那岐命伊邪那美命は此よりしては命と申せり下に至て
は大神と申せる處もありさて凡て某命と御名の下に命
てふ言を添て申すは尊む稱なり御名のみならず天皇命
神命御祖命皇子命父命母命那勢命那邇妹命妻命妹命汝
命などにも云る記中また万葉などに多かりさて此美許
登てふ言の意は未思ひ得○今按御事の
義ならむかさて書紀には
この美許登を尊字と命字とに書別て至貴日尊自餘日命
並訓美舉登と注されたり○是多陀用幣流之國とは正し
く初段に國稚如浮脂而とある物を指て詔へるなり彼處
にも久羅下那洲多陀用幣琉とあると言の同トきを以て

さとするべし。○修理固成は正しからずの修理は玉垣宮御
 段に修理我宮なとも書りさて國を修理固といふ語は神
 産巢日神の少名毘古那神の事を大穴牟遲神に與汝葦原
 色許男命爲兄弟而作堅其國と詔志こと下に見えまた
 其二柱神相並作堅此國ともあり和名抄に修理職をば平
 り○今按此訓に依れば或説に本文の修理固成加佐とあ
 の四字をツクリササメカマメナセと訓べきか成とは成
 竟よと云ことなり是も大穴牟遲神の段に國難成なともあ
 り書紀にも成不成の論あり○詔は能理基知豆と訓べし
 能流とは人に物を云聞すことなり己が名と人に云聞す
 を名告と云にて知べしまた法を能理と云も上より云云
 せよと定て云聞せたまふより出たりさて此詔字を美許
 登能理とも能理多麻布とも云り其所の言のつゞきに因

て訓さま少か異なるべしされども能留てふ言は何所にて
 も離れぬなり基都は歌物語に獨基都所聞基都政基都な
 と云ると同ト格にて詔言爲を約めたる言なり○天沼矛
 は書紀に天之瓊矛と書て瓊此云努とわれは沼の借字に
 て玉なりかくて瓊字を書紀に常に通と訓めは其と通音
 に奴とも云しあるべし矛と和名抄に楊雄方言云戟或謂
 之于或謂之戈和名保古また釋名云手戟曰矛人所持也字
 亦作鉞和名天保古とあり此方の古書には戟矛など字に
 も書たり矛を天保古と云るは古名にはあらじ沼矛は玉梓と
 云如く玉以て餽れる矛なるべし古はかゝる物にも玉
 を餽れる常のことなりさて万の物に天之某と天てふ言
 を上に添て呼ことは御孫命の天降坐し時大御身に服御

物、また御從の神等の、とりくに持志、物など、凡て天より降來し物多し、其時に此國の物と別ちて、天物をば天之某々と呼しなり、さて後には、此國にて作る物も、彼天物の制さまにならへるをば、然云けらし、さてまた轉ては、何となく唯美稱て云りと思はるゝも、ありしかりしよりのことなき、さて此類の天は、後にはみな阿麻能とのみ訓と、倭建命の御歌に、阿米能迦具夜麻、また書紀、仁德天皇、卷の歌に、阿梅箇、難麼多など、われは、阿米能某、阿米某など、削べきもあるべし、されど定かある證の見えぬは、姑く舊訓に従ひつ、○言依賜也とは、言は借字にて事なり、即事と書る所もあり、依は因とも、寄とも、所寄とも書て、即字の如く、與須なるを、延て云言なり、聖武天皇、御紀、詔に、吾孫將知、食國天

下止、與佐斯奉志、麻爾麻爾とあり、佐を滑て誦べきことば、以て知さて與佐須とは、任字をも書て、事を其人に依任て、執行はしむる意あり、光仁天皇の、藤原、永手大臣の薨れしを、悼坐る大命に、大政官之政乎波、誰任之加母罷伊麻須と詔へるも、誰に任せ置て、身罷坐ぞとなり、また封字を訓も、其國の政を、其人に依任す意なり、賜は上の賜とは異りて、たゞ尊みて申す附辭あり、○天浮橋は、天と地との間を、神等の昇降り、通ひ賜ふ路に、かゝれる橋あり、空に懸れる故に、浮橋とは云あらむ、天忍穗耳命、番能邇々藝命などの、天降り坐むとせし時も、天浮橋に立しこと、下に見えたり、丹後國風土記の、與謝郡ある、天梯立、また播磨國風土記の、賀古郡、益氣、里ある石橋など、何れも天に往來し一の橋と見ゆ、

さて此を書紀一書めは、二神立于天霧之中、曰云云とある
と異なる傳あり、○註に訓立云多々志とあるは、依を與佐
須と云に同くて、延たる言あり、凡て如此さまに、延て云常
のことあり、其は先は、尊みて云語の如く聞ゆ、然れども又
賤き者の上にも、然云ること、あまた見えたり、○指下は、虚
空中に、如浮脂、たゞよへる、一屯の物の中へ、指下したまふ
なり、○畫者ハ借字あり、書紀一書にも、畫滄海とも、また畫
成殿、馭廬島ともあり、式祈年祭祝詞にも、泥畫寄豆と書り、
此等古より書來し字を、そのまゝ用たるものなり、この迦
久ハ、攪字かこの意にして、俗語に、迦伎麻波須と云が如し、
○鹽ハ潮なり、和名抄に、潮和名宇之保とあり、また此を斯
富とのみ云るも、常のことあり、○許袁呂許袁呂は、此を諸

々袁々呂々通と作るは、古の書法なり、然れども其は同字
の重れるを、省書とての、うちどけわざにこそあれ、正しき
書典などには、然は書まじきことなり、故今は延佳本に
從ひて、正しく書つ、此餘も此書格みな同じことなり、彼
矛以て、迦伎賜ふに、隨ひて、潮の漸漸に凝ゆく状あり、即許
袁呂と凝と言も通へり、○畫鳴は彼浮脂のごと、漂へる物
を迦伎て、稍凝たる物に成かり、鳴は借字にして、成の意な
り、○淤能基呂島は、私記に、自凝之島也、猶如言自凝也とあ
り、かの許袁呂許袁呂に、攪成賜へる、潮の滴りの積て成れ
る故の名なり、自といふ所以は、他の島國は、皆二柱神の生
成賜へるに、此島のみは、自然に成れ、はなり、故下に唯意
能基呂島者、非所生とあり、さて此島の在所は、高津宮段に、
天皇の淡道島に大坐ましての、大御歌に、阿波志摩、淤能基
呂志摩、阿遲摩、佐能志、麻母美由云云と見え、口決に、在淡路

西北隅、小島と云り、或説に、淡路の西北隅にある、胞嶋、これ
てふ名も存
せりと云り、
あり、今も胞嶋といひ、またあのごろ嶋

古史徴に、釋紀に引る私記に、古説云、天神所賜瓊矛、既探
得礮馭盧島畢、即以其矛衝立此島、爲國柱也、即其矛化爲
小山也とありと云ひ、古史傳に、大神貫道といふ人の、此
島に詣て見て記せる物に、淡路州の西北の隅に在て、俗
に胞島と呼もの是なり、此は神代紀に、以礮馭盧島爲胞
と云る文によりて、唱やすきが故に、かくは呼なり、また
淤能碁呂島てふ名も存れり、此島に圓く玉の如く湧出
たる石、幾千と云、數を知らざ、其形と見るに、表は金氣を
もて包み、裏に土砂を含めり云云、鵜飼島の邊に、式なる
石屋神社あり、今は磐樟社と云ふ、二柱大神に、蛭子を合

吉岡德明著

古事記傳略二之卷

第二回

此書一之卷ハ総論等ノ六條并序文ノ傳ナルガ六條ノ傳畧ハ既ニ成タルモ序文ノ傳ノ如キハ例言ニモアル如ク本傳ハ甚簡畧ニ過タルヲ以テ今度詳解ヲ加ヘント爲ルカ故ニ若干ノ日次ヲ費サシムルヲ得ズ且亦見客ノ便宜モアレバ一之卷ハ終ヘ回シ第一回ハ二之卷本文ノ傳畧ヨリ發見ス

明治十六年十一月五日出版 御届

定價金五拾錢

編輯人

茨城縣平民

吉岡徳明

東京赤坂區赤坂北町三丁目七十一番地

出版人

東京府士族

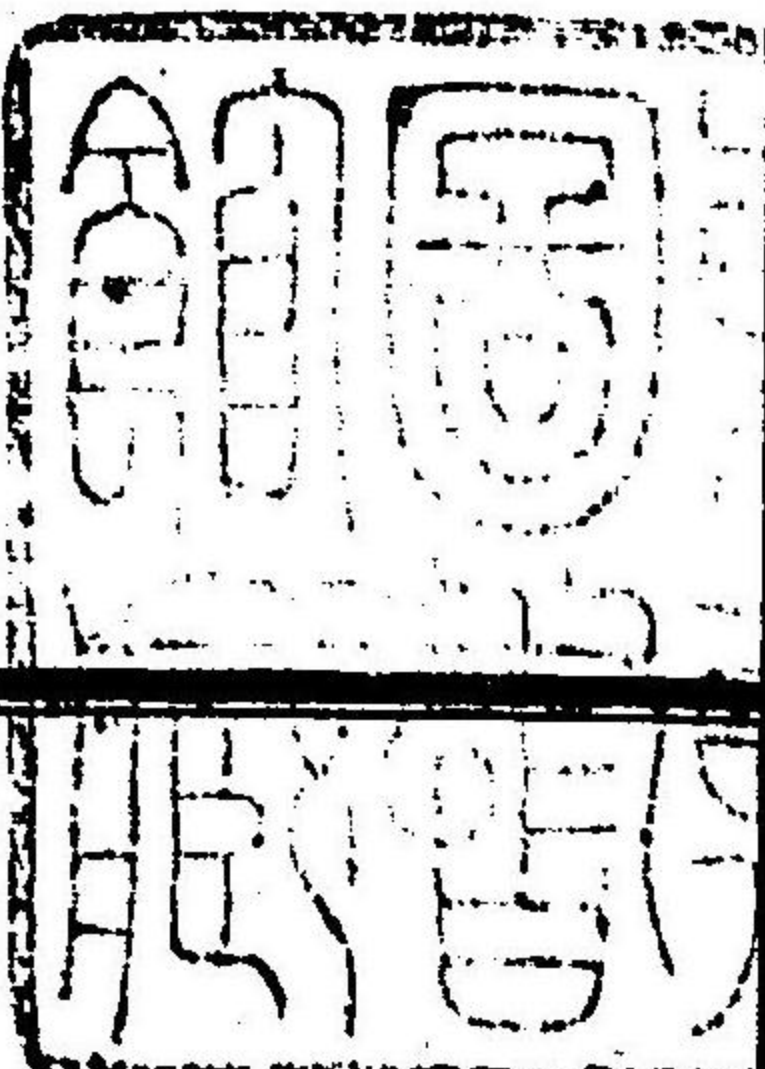
大關克

同小石川區小石川久堅町百二十二番地

賣捌所

大東社

同南豐嶋郡原宿村六十番地



せ祭る其東南の山に天地大神宮と云あり國常立尊伊
井諾尊伊井冉尊三座あり攝社には八十万神あり神名式に淡路國津名郡九座とあるが中の一社なり永万記に石屋社と出たり度會延經が考證に今在石屋村稱天地明神二社相並亦海邊石窟中有小社と云るに依れば天地大明神と申はやがて石屋神社にて磐梯社と云は其本社の在所なるべし祭神は二座なるべしまた南に大和島し若三座ならば一座は皇産靈神なりと云あり所人に問へば昔より魔所なりと云傳へ恐れ
て登る人なき由いへりと見ゆ信に是ぞ瓊戈の化れる
山なるべき今は淡路國津名郡に属りと聞ゆとあり
於其島天降坐而立天之御柱見立八尋殿於是問其妹
伊邪那美命曰汝身者如何成答曰吾身者成不成合處一處
在爾伊邪那岐命詔我身者成而成餘處一處在故以此吾
身成餘處刺塞汝身不成合處而爲生成國土奈何訓生云宇牟下

效。伊邪那美命答曰。然善。爾伊邪那岐命。詔。然者吾與汝行。迴逢是天之御柱。而爲美斗能麻具波比。如此云期。乃詔。汝者自右迴逢。我者自左迴逢。約竟。以迴時。伊邪那美命。先言。阿那邇夜志。愛上。袁登古袁。此十字。以後伊邪那岐命。言。阿那邇夜志。愛上。袁登古袁。各言竟之。後告其妹。曰。女人。先言不。良。雖然久美度邇。此四字。興而。生子水蛭子。此子者。入葦船而流去。次。生。淡島。是亦不入子之例。

天降坐而。は。万葉二卷。四丁に。安母理座而云云。また十九卷三十丁に。安母理麻之云云。をあるに依て。阿母理麻志豆と訓べし。また十八に。葦原能美豆保國乎。安母久太利之良志。らねど。なほ。安母理は。阿麻淡理。天下の約りたる古言なり。○天之御柱は。即次に見えたる。八尋殿の柱なり。源氏物語。明石。

悉。歌に。宮柱めぐりあひける云云とあるは。蛭子をよめる。歌の答にて。この天之御柱のことなるを。宮柱とよめる。作者の心は知らねど。和名抄に。柱。和名波之良とあり。凡て殿を造ることを云とて。先。柱を云は。底津石根爾。宮柱。布刀斯理立など。古の常なり。大殿祭の祝詞に。天皇の御殿造。奉ることを云るにも。齋鈕乎。以齋柱立。氏皇御孫之命。乃云云。瑞之御殿云云と。かく專柱の事を。とりわけて云り。且此處は。下に柱を行廻たまふ。大禮を申す段ある故に。初に。其を立賜ふことを。先。云置るなり。さて書紀に。以磯取盧島。爲國中。之柱。柱此云美。とあるは。趣異なるが如くなれども。彼島の成れるは。此殿の柱を立べき。基の成れるにて。其基も即柱なれば。同じことなり。○見立の見は。見送る。見届く。など云。見にて。たゞに眼して。視るのみを云には。あらず。其事と

身に受て己が任として知行ふと云りされば此も此御柱
 を立殿を造る事に御親與り所知看義なり俗に人の首途
 もみづから其處に臨て發すあはち所知看あとの看も此
 せ遣るを云て同じ意なり見るといふ言あり見
 見と同じ此看は即字の如くにて見るといふ言あり見
 て其ミスを通音にてメスとも云りこれら万葉の歌など
 に常多きことなりさて其は目に見ることのみならず何
 事にもまれ身に受入るゝ意に多く云〇八尋殿は夜比呂杼
 り天下所知看政所聞看などの如し〇八尋殿は夜比呂杼
 能と訓べし八尋は殿の廣さの度を云るにて八は必しも
 七八と數る八にはわらぎ彌の約まりたる言なり凡て八
 重八雲八十八百八千その外八某と云こと古の常あり皆
 同じことにて唯重なり多きを云り然るを神道は八數を
 就て種々云なすは皆例の漢書言にて都て尋は兩手を伸
 古の志にわらず物を八に齊るも後の態へ尋は兩手を伸
 たる長さをいふ今人も然して一尋と定るなり其は手を

廣げて度る故に一廣け二廣けの意なるべし漢國にても
 どあれは上代には然有けむを八尺と定しは舒肘知尋な
 あらむ御國には今も猶八尺をば云はず況神代はあもひ
 やる和名抄に殿和名止乃とわりさて先此殿を見立賜は
 女男共に住て御合し賜む料なり抑古妻問するに先其
 屋を建しことゝ見えて須佐之男命の須賀の宮作も都麻
 基微爾夜弊賀岐都久流と詠し万乘三卷勝鹿眞間娘子墓
 と見て赤人歌に古昔有家武人之倭文幡乃帶解替而盧屋
 立妻問爲家武云云とあるも古賤者も盧屋を立て妻問す
 といふ習はしのある故にかくよまれしと見ゆ〇汝身は
 那賀美と訓べし汝は上代の歌どもにも多く那とよみま
 九那禮吾をリレ己をオノレとい那兄那泥那妹汝者允恭
 紀に汝命なほも皆那を本としたる稱なりさてまた是を
 見ゆ

伊麻斯と云るは、万葉十一丁十四に、伊麻思毛吾毛事應成、ま
た十四丁五に、伊麻思多能美云云、また續紀、高野天皇、大命に、
朕我天先帝乃御命以天、朕仁勅之久、天下方、朕子伊麻之仁、
授給云云是等なり、また續紀の宣命にも、美麻斯ともわ
り、さて那も伊麻之万葉十四、また後物語も、後には下さま
の人へのみいへども、いと上代には、尊む人にもいへる稱
なり、○不成合處とは、缺て滿ばぬ如くある處をいふ、即御
番登なり、書紀には、有一雌元之處、一書には、また有稱陰元
者一處なごあり、○成餘處とは、身の外に贅るが如くなる
處をいふ、書紀には、有一雄元之處、また一書には、有稱陽元
者一處なごあり、○國土は、久邇と訓べし、○生成は、たゞ生
ことあり、其と成とも云り、竹取物語に、己が成ぬ子なれば、

心にも從へきと見え、今世にも、まゝ親子を成ぬ中と云り、
○爲は、淤母布波と訓べし、邇々藝命の、佐久夜毘賣命に、吾
欲目合汝ハヒヒト、イニシイカ奈何と詔へると、語も意も似たり、記中に、以爲
と書る例多し、また爲、一字を書る例も一、二あり、○然善は、
男神の詔へる事を、諾ひたる御答なり、然は吾も然思とい
ふ意にて、然也と云むが如し、善と一つゞきの語にはあら
ざ、讀切る心はへに有べし、余祁牟は、善加良牟と云に同じ、
古言なり、○行廻逢是天之御柱ハシラ而とは、凡そ夫婦ハシラ逢合の初
に、先柱を行廻こと、上代の大禮と見えたり、此は其男女ハシラ逢
合の始にして、先此禮を行ひ賜ふことば、甚々深き理ある
ことなるべし、されど其理は、傳おければ測知べきにあら
ず、されど試に強ていはい、まづ男は上に在て、天の如く、舍
にては屋の覆ふが如し、女は下に在て、地の載るか如く、

舎にては床の如くなるを、柱は其中間に立て、上下を固め、持つ物なれば、夫婦の間を、固め持つ理にやあらむ、柱と云名義は、間なさて然廻りける柱は、女男隠寝る身屋後に母り、橋も同じ、
ふ、の中央の柱にぞ有けむ、其故は後世まで、神の御殿造奉るに、其中央に、心御柱と云と建て、殊に齋ひかゝづ、くは、上代よりの傳なるべく、また今人の屋にも、中央の柱を、大黒柱と云て、重くすめる、名こそ信られぬ、是も神代より、夫婦のかたらの始に、廻る柱なる故に、重く崇むる、上代よりの傳事の、遺れるなるべければなり、上古は、貴き殿きけち造りさまかはれることなし、今の古神、うれば、今二柱、神宮作は、即上代の人の家のさまなり、
の廻賜ふも、彼八尋殿の御柱どもの中にも、その中央に立る、御柱なりけむかゝ、行廻逢は、由伎米具理阿比と訓べし、
行を古の歌には、多く、歌語を置て、伊由伎とよめれば、此も然訓べきかとも思へど、歌ころわれ、たいの詞に、然云る例

なし、凡て歌と文とのけぢめあることを、
よく考べし、今人は辨へなく、みだりなり、○美斗能麻具波比とは、具を清波を濁して訓は、ひがことなり、ト部兼俱
は御所なり、殊に夫婦隠り寝る所を、分て所と云けむ、下には、御所の、八上比賣に、ミトアハシツと、床の斗嫁の斗な
ある、ミトと同じ、彼處と考へ合すべし、
とも是か、戸も彼所に立隔るから出たる名にや、麻は宇麻なり、宇を省例多し、凡て何事にてても、可美物爲を、宇麻云と云ることも多し、具波比は、古より速く故に、クと濁れども、
ハヒ、久比阿比の約りたる言あり、ヒアは、凡、物二が一に
合と、久比阿布と云り、万葉十六卷に、尺度氏娘子か善き貴人の、よはふとは聽きて、なほくしき、醜男に逢と聞して、
兒部女王の、美麗物、何所不飽矣、坂門等之角乃布久禮爾、四具比相爾計六とあるこれなり、今世語に、物を作り合すと、

志久波須と云も、即この志具比阿波須の約りたるなり、また俗に物の具波比の善き悪きと云も、久比阿比の善き悪きあり、かの不成合處と、成餘處と、宇麻久久比阿布を麻具波比とは云なり、○如此云期とは、期は知岐里豆と訓べし、蜻蛉日記に、かくいひちぎりつれば、思ひかへるべきにもあらずと云ことあり、○自右廻達自左廻達の右は、師説に、後世には、美岐といへども、美岐理あるべし、今も遠江なごにては、然云ありと云れき、伊勢か亭子院歌合日記に、かむだちべは、階のひだりみぎりに、みな分て待ひたまふとあり、さてかく廻りの右左を定期は、故あることなるべし、されど其傳なければ、度知べきにあらき、然るを妄に、漢籍を以て、解くなどは、すべし、○約竟以とは、此約は、上の三段のて信られぬことあり、

約と總て云なり、三段とは、初に以此吾身成餘處云云とあると、次に吾與汝行廻達云云とあると、次に汝者自右云云とある是なり、知岐流は、行さきを懸て云云せむと互に云固むるあり、○今按チヤリは、手握の切りならむか、其は書云とあるは、決めて此言の本なるべく思ほえ、今、俗に互に言替して、手を握り合ふを、承知手といふも、此契約より起ることなるべく、また西洋諸國の人等の別れむとする時、互に手を握り合ふを、親睦を表す、握手、禮など云なれど、其實は、後日再會の契約より出たる、上代の、竟は只軽く見て遺法の、説傳なるべく、思ほゆればなり、
も有なむ、また極め盡す意にも有べし、祝詞ともに稱辭、竟奉とあるも、極め盡すを云り、○阿那は、古語拾遺に、事之甚切、皆稱阿那とあり、何事にまれ、さし當て、切に思ゆるを、阿那云云といふ、万葉には、多く痛と書り、また伊勢物語に、鬼早一口に咋てけり、阿那夜と云けれど、云云をとも云り、後

は轉て、阿良アヲ ○邇夜志ニヤシは邇ニてふ言に夜志ヤシてふ辭と添ツたる
 とも云なり、此コノを書紀シキには意哉イヒ、また美哉ミヒなど書き、一書イツクには妍哉ケン
 此コノ云、阿那アヲ而ニ惠夜ニと見え、また神武天皇御卷カムヤマトニギハヤヒには妍哉ケン此コノ云
 鞍奈珥夜アヲニともあり、是等の字と以て邇ニてふ言の意と解トクべ
 し、書紀シキのニヤニヤは比配ヒヒのヤヤの如し、ニニを妍ケン字ジに當タて、心得
 るは誤アヤなり、さて何れもアアの意も、ニニの意も、哉カ字ジに
 こもれ、は、惡美妍クニミケン字ジと、正マサ夜志ヤシは歎ノボの夜ヤに、志シを添ツたる辭
 しく、てふ言コトには當タれる、夜志ヤシは歎ノボの夜ヤに、志シを添ツたる辭
 なり、○愛アイと書紀シキ一書イツクに、可愛ケイ此コノ云、哀アハと見え、本書ホンショには可美ケミ
 又一書イツクには善ゼンとあり、是等の字にて、其意顯アハなり、また吉
 野住吉キノヂキ、日吉ヒヨシの類ルイ、古余伎コヨシを延ノボと云ること多し、今も然シカも云
 あり、書紀シキの可愛ケイは、字ジの意イを取トルれ、と、此コノ記キの ○哀登古
 愛アイは、只假字シカクにて意イあし、勿ナラもひまがへそ、
 哀登賣アヒトメは、書紀シキに、少男シヤウボウ此コノ云、鳥等トリトウ孤コ、少シヤウは若ニギき
 にも、壯士シヤウシなど書カて、若ニギく壯シヤウなる男ヲを云ハり、されは哀登賣アヒトメも、

若ニギく盛シメなる女メといふ稱ナリあり、○哀アハ終ハは余ヨと云ハに通トひて、少シヤウ
 男ヲ余ヨ、少女シヤウメ余ヨと云ハむが如シ、さて此コノ唱和ウタヒの御言ミコトコトは、五言二句ゴゴンニク
 づゝの御言ミコトコトなり、古今集序コノミヤコトに、此コノ歌天地ウタツチノの開始キカイりける時トキよ
 り、いできにけりイとあるを、古註コノミヤコトに天浮橋アメウハシの下ノにて、婦神夫メノカミ
 神カミと成ナリ賜タマへるを、云ハる歌ウタなりとあるは、此コノ唱和ウタヒとせし御言ミコトコト
 を云ハり、信シに歌ウタの始ハジふシありける、また師説シノトコトに、かく詔ミコトコトひ交マ
 せるは、いと上ウヘ代ノ、交合マヒの初ハジの禮マツルなるべしと云ハれき、○女
 人は、哀美那アヒミナ哀アハと訓ナリべし、下シモに哀アハを添ツて讀マクは、語コトの調マツルを助タむ
 となり、○先言マヒコトハ、許登佐伎陀コトメササキタ知チ豆マメと訓ナリべし、上ウヘに先言マヒコトとわ
 けれど、訓ナリは同じ、書紀シキにも先言マヒコトとありて、然シカ削キり古語コノミヤコトあり、
 かるべか、さ、書紀シキにも先言マヒコトとありて、然シカ削キり古語コノミヤコトあり、
 ○不良フシヤウとは、此コノ訓思定コトシマかねて、種々シツシツ云ハなり、先マヒ一イツクには、余ヨ訶良カヲ
 受ウケとも訓ナリべし、其コノは即字イツジの隨ツにもあり、また聖武天皇御紀セムツニギハヤヒ

宣命に、年緒長久、皇后不坐事母、一豆乃善有、努行爾在とも
見えて、古語にてもあり、また一に、佐賀那志とも訓べし、
書紀に不祥と書て然訓、惡字をも然訓ることあり、是も古
語と見ゆ、また一には、布佐波受とも訓べし、其ハ八千矛神
の御歌に、許禮波布佐波受云云、許母布佐波受云云、許斯與
呂志とありて、布佐波受は、宜の反にて、宜しからざと云
あり、さて源氏物語、花宴卷に、布佐波志加良受と見えたる
を、河海抄の釋に不祥、日本紀とあり、うれば書紀の不祥
とあるを、然訓る本昔有つと見えたり、かの物語の、布佐波
志加良受とあるも、心にかなはぬことを云て、八千矛神の
御歌なると、同ト意なり、さて右の三と並て考るに、なほ布
佐波受と訓を、まさりて聞ゆる、○告は、能理多麻比伎と訓

べし、此字記中に、多く詔字と通はして書り、○雖然は、万葉
にも多く有て、假字にも、之可禮杼毛と見えたり、○久美度
は、夫婦隠り寝る處をいふ、物語文などに、貴人の寝た久美
まふことを、大腹隠と云り、
は、許母理の約りたる言なり、朝倉宮段の大御歌に、伊久美
陀氣、伊久美波泥受、多斯美陀氣、多斯爾波章泥受、能知母久
美泥牟云云、この伊久美波泥受は、隱者不寝にて、伊久美
發語
泥牟も、隱將寝なり、○興而は、淤許斯豆と訓べし、此は女男
交合することと、如此言るあり、須佐之男命の段にも、其櫛
名田比賣以、久美度邇起而、所生神名、謂八島士怒美神とあ
り、此を書紀には、於奇御戸爲起而、生兒云云と書れたり、さ
て交合のときを、如此しも云る語のこゝろは、先凡て事の
始まりを、起りといひ、始むるを、起すといふ、されば此は御

子を生たまはむ事を久美度にして始め賜ふ謂あり女男交合するは子を生べきことさる故に此言はかからず御子を坐まことの端にのみ云てたゞに交合することのみには云る例あり心をつけて辨べし○水蛭子は上代に氷蛭に似たる見をいひし稱なり子を濁てさて彼虫に似たる如此云に就て二の意あるべし其は手足なども無て見る形の似たるを云かまた書紀に雖已三歳脚猶不立とあるに依ば手足あどもわれと弱て凡て萎々とあるが似たるを云にも有べし○今接に後水蛭は和名抄に本草云水蛭和名比流とあり契沖云蛭は瘰癧な○葦船は葦を多く集てからみ作りたるなるべしかの無間堅間之小船など思ひ合すべし書紀本書には載之於天磐藤樟船而順風放棄と

あり和名抄に舟船和名布禰とあり○淡島は高津宮段の大御歌に阿波志摩とある島なりまた万葉三卷に武庫浦乎榜轉小舟粟島矣背爾見乍乏小舟また四に淡路乎過粟島乎背爾見管云云また七に粟島爾許枳將渡等思轉赤石門浪未佐和來これらに依に淡路の西北の方にある島と見えたり仙覺抄に讚岐國屋島北去百步許有島名曰阿波島とありさて此島は今吾所生之子不良と詔へるを以て思に源氏物語帚木卷に爪彈をして云む方なると式部を阿波米惡て少し宜しからむことと申せと責賜へと云云とある此阿波米惡を河海抄に淡惡と釋れたる其意にて御親神の淡め惡み賜と故に淡島とは名となるべし○是亦不入子之例とは彼水蛭子は流去賜ひつれば本より御

子の數に入ざること知れたり故淡島を是亦と云り許禮母を許母と云は古言なり例字は訶受と訓べし書紀に此亦不以充兒數とあるに依れり此例字を師は列字の誤な

於二柱神議云今吾所生之子不良猶宜白天神之御所即共參上請天神之命爾天神之命以布斗麻邇爾上此以卜相而詔之因女先言而不良亦還降改言

天神は初の五柱天神あり○參上は麻章能煩理豆と訓べし凡て參を古は麻章と云り參入を麻章琉といひ參出を麻章傳といひ參來を麻章久と云類あり○請天神之命とは書紀に具奏其狀とあり是如何なる故ぞなほ如何侍

も己が私を用ひきて唯天神の命の隨に行ひ賜ふことは道の大義あり此二柱大神すら猶如此りけるものを況て後世の凡人として努己が私心もてさかしら莫爲そ○天神之命以は天神の仰にてと云むが如し○布斗麻邇爾は玉垣宮段にも市斗摩邇々占相而と云ことあり書紀に太占此云布刀麻爾また天兒屋命主神事之宗源者也故俾以太占之卜事而奉仕焉などあり布刀は布戸詔戸布刀玉おの布刀にて稱辭なり麻邇は如何なる意にか未思ひ得き抑も布斗麻邇は上代的一種の卜にて諸卜の中に殊に重く主とせしと聞えたり○古史傳に此太兆は決めて下の爾の辭なり○卜相而は宇良閑豆と訓べし万葉十四丁に武藏野爾宇良敞可多也伎とあり宇良閑は宇良阿閑

にて、その阿閑は、令合の約りたるあり、されは宇良閑豆は、
ト令合而と云ことなり、書紀にも、ト合と、合ト相の様は、天
石屋段にいふべし、抑も中頃よりば、トはたゞ神事のみ、
用ること成れど、上代には、万の政にも、己がさかいらを
用ひき、定めがたき事とは、皆トて神の御教を受て、行ひ賜
しこと、記中、書紀、其外にも多く見えたり、今天、神すら、如此
くなるをや、○因女先言而不良とは、上に伊邪那岐命の女
人先言不良と詔へるは、女の言先こと、の宜らぬなるを、此
は生賜へる御子の、宜らぬと指て詔まふなれば、因とあるを以辨ふ
べ同語ながら、指事異なり、思ひ混ふべからず、○改言は、阿
良多米伊幣と訓べし、俗言に、云直と上ある亦は、又再の意
にて、言と云へ係れり、○此段の大かたの趣を、取総てなほ

云ひには、まづ初に二柱、神、天之御柱を、行廻り賜ひし時に、
女神の言先たち賜しを、男神の不良とは、思はしめしなが
ら、其故に、惡き御子生坐むとまでは、思はしも懸ずして、契
約のまに、即御合坐し、水蛭子と、淡島を生賜ひき、此
御子御心に叶はざり、故に、不良と詔たまへど、是は女神
の先言たまひし故に、如此すとまでは、猶得さとり賜はず、
いふかゝりさ、天神に其狀を申し賜ひ、不良子の生れつる
は、如何なる故にか、なほ如何爲て吉からむと、命を請賜へ
るに、天神等も、猶御心とは、定め賜は、布斗麻邇にし、ト
相たまひてぞ、其故とは、知れたりける、

故爾反降更往廻其天之御柱如先於是伊邪那岐命先言
阿那邇夜志愛袁登賣袁後妹伊邪那美命言阿那邇夜志愛

袁登市袁如此音竟而御合生子淡道之穗之狹別島訓別
氣下次生伊豫之二名島此島者身一而有面四每面有名故
效此伊豫國謂愛上比賣此三字以音讚岐國謂飯依比古粟國謂大
宜都比賣此四字土佐國謂建依別次生隱伎之三子島亦名
天之忍許呂別許呂二字以音次生筑紫島此島亦身一而有面四每
面有各故筑紫國謂白日別豐國謂豐日別肥國謂建日向日豐
久士比泥別泥自久至熊曾國謂建日別會字次生伊伎島亦名
謂天比登都柱音訓天如天次生津島亦名謂天之狹手依比
賣次生佐度島次生大倭豐秋津島亦名謂天御虛空豐秋津
根別故因此八島先所生謂大八島國

反降は天神の御所より返て淤能基呂島に降賜ふなり○
更往廻云云は佐良爾迦能阿米能御柱真佐伎能基登由伎

米具理賜比伎と訓べし○御合は美阿比坐互と訓べし續
紀十に伊波乃比賣命皇后止御相坐而とあり○淡道之穗
之狹別は淡道は南海道の淡路國なり和名抄に阿波知と
見え書紀應神天皇の大御歌に阿波旒辞摩とあり名義は
阿波國へ渡る海道にある島ある由なり京路山跡路など
も万葉に築紫路土左路ともよみまた山跡路云は常なる中に
之島ともよめれば阿波道之嶋うたがひなしさて次の國
々の例によらば生子淡道島亦名謂穗之狹別とあるべき
を此島のみは古より亦名をも引連て唱來となるべし穗
之狹の意未思ひ得強ていはば始に生坐る別は皇子等
なごの御名に多し其事は日代宮段に云へし○伊豫之二
名島とは阿波讚岐伊余土佐の四國を總たる名なり後世
と名義は名は借字にて彌二並ありイヤをイロ其は書紀

應神天皇卷の大御歌に、阿波旋辭摩、異椰敷多那羅弭阿豆
枳辭摩、異椰敷多那羅弭、豫呂辭枳辭摩之魔とある、此は淡
道と小豆島と並べるをよみ給へるにて、此二名島のこと
にはあらねど、彌二並てふ言の證なり、さて此島は飯依比
古と愛比賣と、女男並ひ、建依別と、大宜都比賣と、また並べ
るを、彌二並と云か、此嶋東より見れば、讚岐と粟と二並なり、北より見るも、南より見るも、同じ故、讚岐國は、和名抄に、
佐奴岐とあり、此名義は、未思ひ得せ強て云ば、古語拾遺、神
武天皇御世の事ともを云る所に、又手置帆負命之孫、造矛
竿、其裔今分在、讚岐國、毎年調庸之外、貢八百竿、是其事等證
也と見え、臨時祭式に、凡、梓木千二百四十四竿、讚岐國十一
月以前、差綱丁進納とある、是に因て思ふに、竿調國か、ハ、ツ

と切り、ナを省けるなり、○飯依比古は、隣の粟國に由あるか、依のこと
は、○ヨロシの玉依毘賣命の下あ云べし、○粟國は、阿波國
なり、粟のよく出來國ある故の名なるべし、和名抄に、唐韻
あるは、粟、字につきたる義なり、漢國にては、たなつ物を、凡
て粟と云故なり、然れば同書に、和名阿波とあるは誤なり、
○大宜都比賣は、此も粟によれるなるべし、名義は、下に同
名の神ある、其處に云べし、○土左國は、和名抄に、土佐郡土
佐郷あれば、其より出たる國、名か、○古史傳に、門狹
別は、何とあき稱名と聞ゆ、建を舊事記に、さて此記と始て
古書とも、多禰といふに、建字を用るハ、健字の偏を省け
るあり、古ハ偏を省きて書る例多し、下の吳公の所に云べ
し、○隱伎之三子島ハ、下にハ、淤岐島と書り、名義ハ、海原の
奥中にある島と云あり、三子島といハ、或人此國三島ある故

に云と云り、今國圖と考るたまづ此國四島に分れなる其
 中に、東北方に在て大なるを俗に島後といひ、其西南方に、
 今道五里は、天之島向之島、知夫島とて三あり、此三島を統
 かり離れて、天之島向之島、知夫島とて三あり、此三島を統
 て、島前と云なり、嶋後に比ふれば、三子とはまことに、此を
 以て云なるべし、さて書紀此國生段に、六の異説あれども、
 隱伎は何れも、佐度の前にあり、此記も必き然あるべき物
 なり、○天之忍許呂別の名義は、忍は大の約りたるなり、神
 代紀一書の、熊野忍隅命を、又一書に熊野大隅命とあり、是
 通ふ例なり、許呂は未思ひ得き、○古史傳に、許呂は必なりと云り、○筑紫島
 は、万葉廿八丁に、都久之乃之麻とあり、此島後に、西海道北
抄に、西之といひ、九國となる、俗に九州此島亦身一而有
道とあり、といふ、○今按に延佳本冠
 而四は、筑紫國と、豐國と、肥國と、熊曾國と四なり、

註に、四字可作五平とあり、其は下に舊印本、また一本など
 に、肥國謂速日別日向國謂豐久士氏泥別とあれはなり、
 ○筑紫國は、万葉五三丁に、都久紫脂君仁とあり、後に二國
 に分れたり、和名抄に、筑前、筑紫、乃三、筑後、筑紫、乃三
 是なり、道口道後のことは、黒田宮段に云べし、さて如是二
 に分れしと、何御代とも知れず、都久志といふ名義は、筑後、
 風土記に、三説ある中の一に、昔この前と後との塚なる山
 に、荒ぶる神ありて、往來人多に取殺されき、故其神を人命
 盡神となむ云ける、後に祝祭て、筑紫神と申すとあり、此説
 さもありぬへく聞ゆ、式に筑前國御笠郡筑紫神社あるは、
 此神ならむ、○白日別は、名義思ひ得き、強て云は、向日別な
 らむか、師説に、古は愛みて見まほしきことを、向しきと云
 へば、其意にて負たるなりと云れたり、もし然らば、筑紫て